

# 第6次 枚方市地域福祉活動計画

理念

みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…  
支え合える地域を創る

～あなたが住みたい福祉のまちに～



ひらかた社協キャラクター  
ひらっぴー



令和2年3月  
社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会  
第6次枚方市地域福祉活動計画 策定委員会



## 発刊にあたって

近年、地域福祉に関する動向が大きく変化する中、枚方市でも少子化や高齢化が進み、あらゆる世代の暮らしに関する困りごとが多様化、複雑化しています。また、地震や台風など自然災害の発生により、地域の中でも身近な人と人とのつながりや支え合いの重要性が再認識され、新たな取り組みを始められています。

枚方市社会福協議会では、第5次枚方市地域福祉活動計画（平成27年～平成31年）では「担い手を育む」「多様なつながりを創る」「くらしを守る」を目標にし、アウトリーチに重点を置き、個々の課題を地域の課題として捉える取り組みを進めてきました。

このたび策定しました第6次枚方市地域福祉活動計画では第5次活動計画の課題を引き継ぎながら、近年の地域福祉に関する施策や動向、生活課題を踏まえ、住民主体の地域づくりをめざし、「福祉の心を育む」「みんながつながる地域づくり」「安心のシステムづくり」を3つの目標の柱としました。

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに向け、同じ地域で暮らす人たちが共に支え合う地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制づくりを進めていきます。

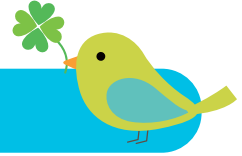
また、行政が策定する枚方市地域福祉計画（第4期）とも十分に連携を図りながら、地域福祉の推進を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました枚方市地域福祉活動計画策定委員の皆さまをはじめ、アンケートやヒアリングにご協力いただきました市民の皆さまや、関係機関の皆さまに心からお礼を申し上げます。

枚方市社会福祉協議会  
会長 武 正 行



## はじめに



第6次枚方市地域福祉活動計画の推進がスタートします。

地域福祉とは、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、一人ひとりの尊厳を守り、主体性と共同性を大切に、市民、関係機関・団体、行政などの連携・協力によって地域の課題を解決していこうとする取り組みです。

枚方市では、市民と専門職や関係団体との連携による地域福祉推進の取り組みの蓄積があり、さまざまな分野から地域で活躍している多くの市民がいます。

その一方で、社会経済状況の変化などから依然として暮らしの不安や貧困など生活課題、人と人、人と資源のつながりの希薄化など地域社会の変化による地域福祉活動の継続や拡充の課題などがあります。問題解決とともに、今後の変化も見据えながら持続可能な福祉のまちづくりに、より多くの市民、関係者が関心を持ち、連携して取り組めるような工夫も必要となってきました。

地域福祉活動計画は、地域の福祉課題のみでなく、地域福祉に関わるさまざまな主体による実践活動上の課題にも着目しています。そのため、本計画の策定にあたっては、市民の声に基づいた計画づくり、市民参加の計画づくりを重視し、地域福祉に関するアンケートやインタビュー（意見聴取）、ワークショップ（住民懇談会）、団体ヒアリングを実施しました。また、市民や関係機関の代表などで構成する「策定委員会」と有識者と社協職員で構成する「作業委員会」を設置し、方向性や課題について議論を重ねて計画を策定しました。

計画は策定して終わりではなく、これからが本番です。地域福祉は実際に自分が関わってみたいとわかりにくい（当事者性）、ひとりだけではできない（共同性）、ある程度、継続・維持できないとその成果や効果もあらわれにくい（持続性）ものです。

計画の理念である「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…支え合える地域を創る」「～あなたが住みたい福祉のまちに～」を合言葉に、つながりを広げながらすすめていきましょう。

第6次枚方市地域福祉活動計画策定委員会

委員長 所 めぐみ

# 目次

## 発刊にあたって はじめに

### 1章 枚方市地域福祉活動計画の策定にあたって

1. 枚方市地域福祉活動計画とは	1
2. 計画づくりの背景と目的	1
3. 枚方市社会福祉協議会について	2
4. 地域福祉について	2
(1) 地域福祉とは	2
(2) 地域福祉の圏域	3
5. 計画の位置づけ	4
(1) 枚方市地域福祉計画や校区ふくしのまちづくり計画との関係	4
(2) 計画の策定方法と策定体制	5
(3) 計画期間	6
(4) 計画の周知方法	6

### 2章 第5次枚方市地域福祉活動計画の評価と課題

1. 進行管理「ふくしのまちづくり円卓会議」の設置	8
2. 地域福祉セミナーの取り組み	8
3. 計画目標の評価と課題	9

### 3章 第6次枚方市地域福祉活動計画

1. 基本理念	12
2. 計画の構成	12
3. 第6次活動計画の目標の方針と行動	13
目標1「福祉の心を育む」	14
目標2「みんながつながる地域づくり」	22
目標3「安心のシステムづくり」	29

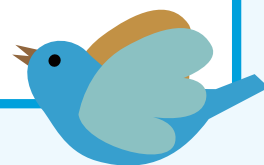
---

## 4章 計画の進行管理

1. 計画の推進体制 .....	35
2. 計画の進行管理「ふくしのまちづくり円卓会議」.....	35
〈参考資料〉	
・ 第6次枚方市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	36
・ 第6次枚方市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	37
・ 策定委員会・作業委員会の開催状況.....	38
・ アンケート調査結果.....	39
・ 用語解説 .....	45

# 第1章

## 枚方市地域福祉活動計画の 策定にあたって



# 第1章 枚方市地域福祉活動計画の策定にあたって

## 1. 枚方市地域福祉活動計画とは

枚方市地域福祉活動計画（以下、必要時以外は「活動計画」と略称）は、地域福祉活動の推進を目指し、市民、関係機関、枚方市社会福祉協議会が中心となって、身近な生活課題、地域課題の解決にむけた行動計画です。

枚方市社会福祉協議会はこの計画に基づいて、地域をはじめ、社会福祉施設、事業所、企業、行政、学校など、関係機関・団体と協力しながら、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指します。地域福祉の推進においては、この計画を一人でも多くの人に知ってもらい、主体的に地域福祉活動に関わってもらえるように働きかけていきます。

## 2. 計画づくりの背景と目的

全国的に急速な少子高齢化や核家族化、単身世帯やひとり親世帯の増加が進み、従来あった地域社会や家庭の相互扶助機能が変化しています。また、生活が多様化する中で貧困家庭の増加や家庭内の高齢者や障害者、児童への虐待、ひきこもり、8050問題などが深刻な問題となっています。

さらに、今日の福祉制度や福祉サービスにおいて、高齢、障害、子育てといった対象者別の専門性は高まったものの、複雑多様化するニーズに柔軟に対応できない、人生を通じて一貫した支援が受けられないといった課題が一部表面化しています。

また、公的な制度・サービスだけでなく、市民一人ひとりが「支える側」「支えられる側」という関係をこえてつながり、地域全体で共通した目標を持ち支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みがより一層必要となっています。

枚方市社会福祉協議会は、昭和62年より「枚方市地域福祉計画（11ページ参照）」を策定して以降計画の評価と、課題の検証を繰り返し、今日まで地域福祉活動の推進に努めてきました。

このような背景とこれまでの活動を踏まえ、この計画では、「市民主体でこれからの地域を考える」「市民の助け合いと支え合い」を大切に、地域と共に“ぬくもり”のある地域共生社会の実現を目的とします。

### 3. 枚方市社会福祉協議会について

社会福祉協議会（以下、必要時以外は「社協」と略称）とは、地域福祉の推進を目的とした、営利を目的としない民間団体で、社会福祉法第109条に基づき設置されています。

地域で一人ひとりが抱えているさまざまな問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図り、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指しています。

また、社協は『地域住民の代表的団体』『社会福祉施設・機関・団体』『当事者団体』などを構成メンバーとしており、地域で福祉活動を行う人や団体を支援するとともに、地域の福祉課題に対して新たな福祉サービスや活動プログラムを開発し、地域と取り組む「地域福祉の推進」の使命を担っています。

## 4. 地域福祉について

### (1) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、一人ひとりの尊厳や主体性、地域の共同性を大切にし、市民、関係機関・団体、行政などの連携・協力によって地域の福祉課題を解決していこうとする取り組みのことをいいます。

活動計画は、こうした地域福祉の考え方や取り組みを具体化していくものです。

この計画での「市民」とは、枚方市内に住む人だけでなく、枚方市において働く人、学ぶ人、さまざまな活動をする人など、すべての人を指しています。



## (2) 地域福祉の圏域

本計画では、地域福祉の推進にあたり、4つの圏域（市域・小学校区域・自治会単位・近隣）を設定しています。

地域の活動には近隣での見守りや助け合い活動をはじめ、自治会・町内会活動、小学校区単位での活動など、さまざまな主体によって進められています。近隣の課題から市域の広い範囲での課題など、包括的に共有するとともに課題解決に向けた取り組みや活動が重層的に構成されることが重要です。

地域福祉の圏域のイメージ図は下記の通りです。

### 地域福祉の主な圏域と担い手



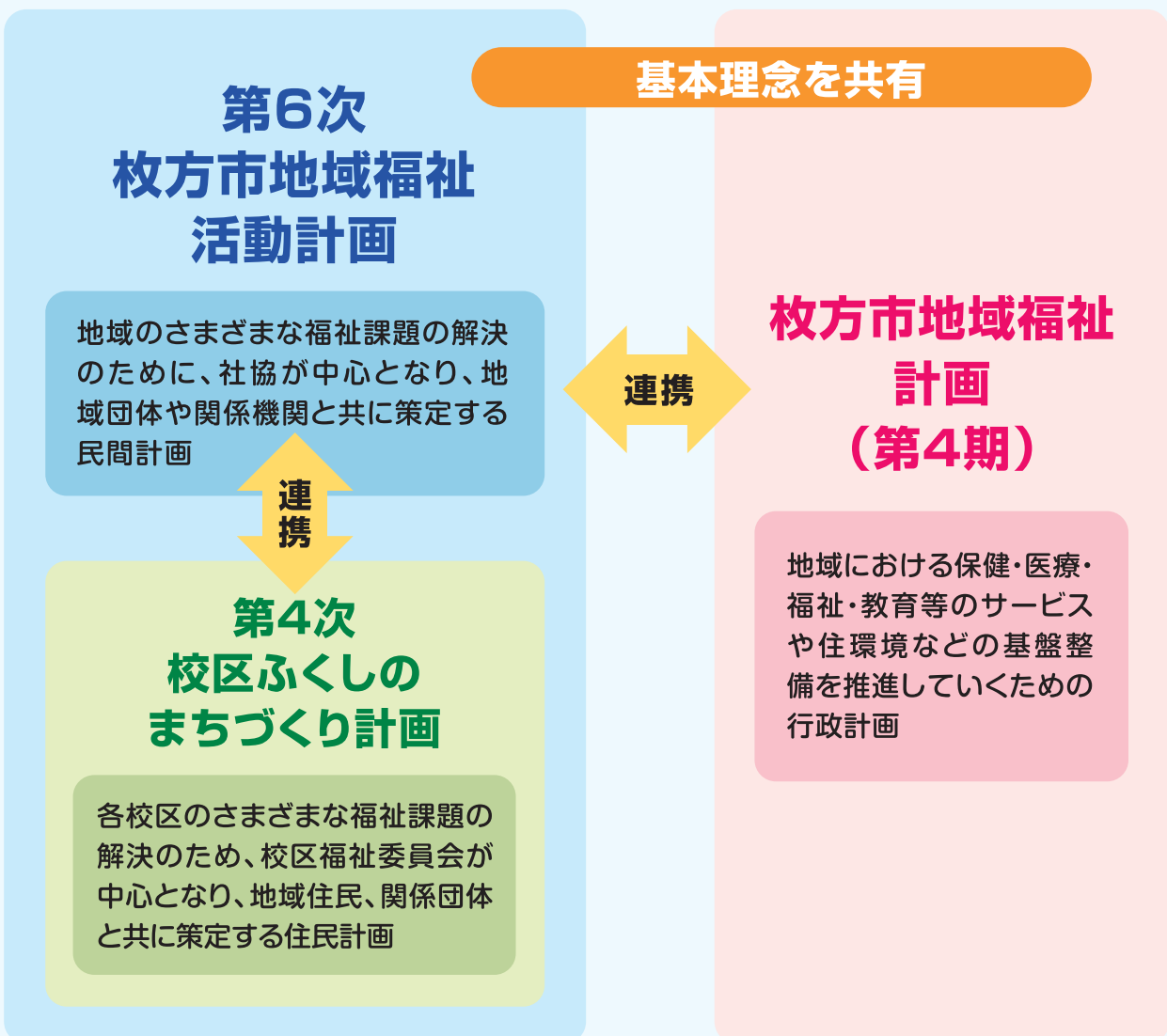
※圏域を横断して活動するものもあります。

## 5. 計画の位置づけ

### (1)「枚方市地域福祉計画」や「校区ふくしのまちづくり計画」との関係

地域における保健・医療・福祉・教育などのサービスや住環境などについて総合的、計画的、横断的に推進する行政計画である「枚方市地域福祉計画」と本計画とは、いわば「車の両輪」のような関係にあります。そのため、基本理念を共有し、相互の連携を図るなど同じ方向に向かって地域福祉を推進していきます。

さらに、校区福祉委員会の「校区ふくしのまちづくり計画」は、市民による主体的参画を基本にして、各校区の福祉課題や生活課題など多岐にわたる課題を整理し、具体的な計画を策定しています。校区を単位として地域福祉活動を実践する市民が社協と「これからの地域を考える」計画として本計画の重要な位置づけとなっています。

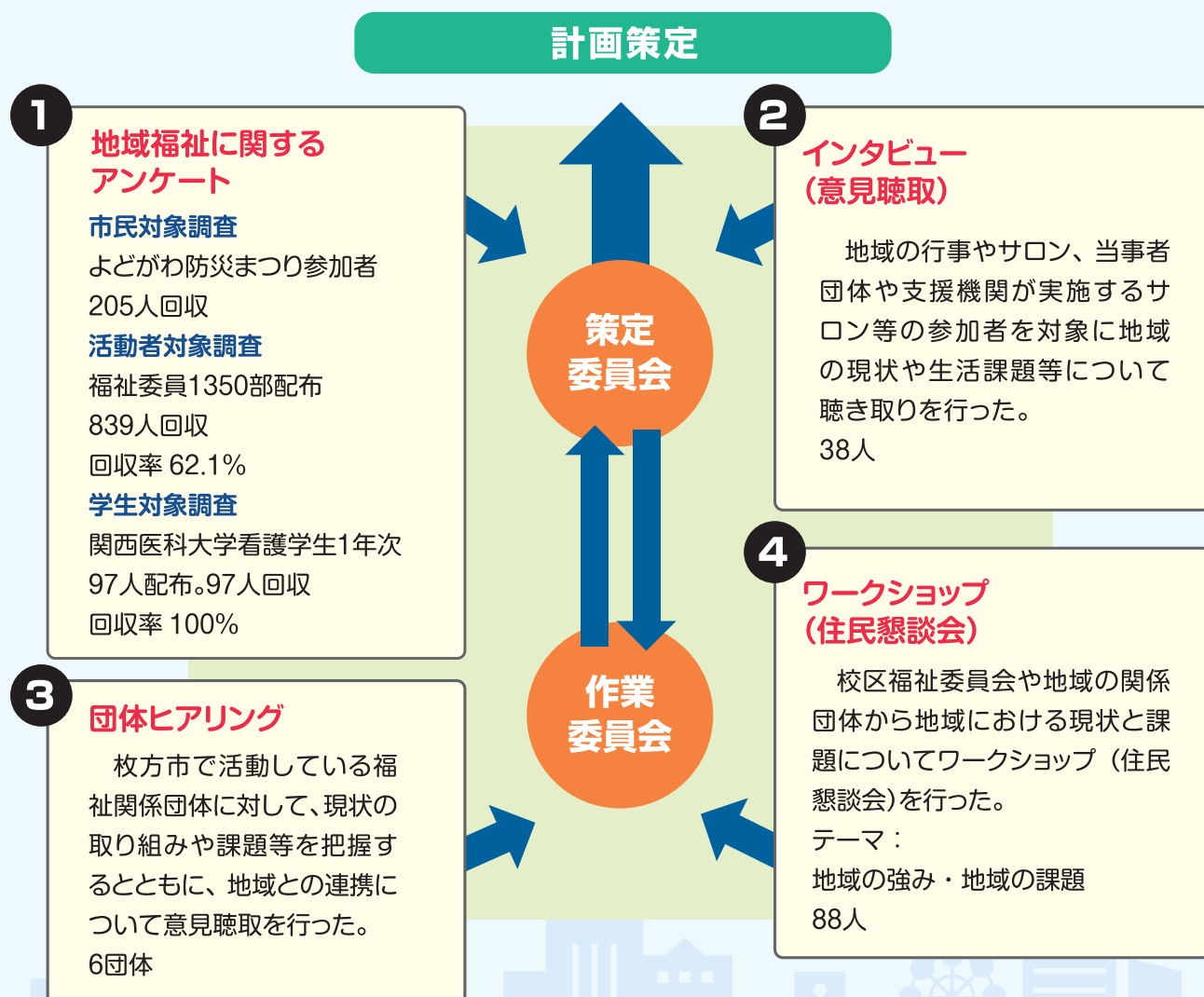


## (2) 計画の策定方法と策定体制





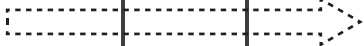
本計画の策定にあたっては、市民の声に基づいた計画づくり、市民参加の計画づくりとなるように、下記に示した①から④までの取り組みを行いました。そこから、市民の地域福祉についての関心や関わりの状況を把握しました。

- ①地域福祉に関するアンケート
- ②インタビュー（意見聴取）
- ③団体ヒアリング
- ④ワークショップ（住民懇談会）

活動計画を具体的に策定していくにあたり、市民や関係機関の代表等で構成する「策定委員会」と有識者と社協職員で構成する「作業委員会」を設置しました。「作業委員会」では計画策定に向けての課題と今後の方向性を検討し、「策定委員会」に提案しました。「策定委員会」では計画についての協議を行いました。



### (3) 計画期間

計画 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
枚方市地域福祉活動計画	第5次 				第6次		
校区ふくしのまちづくり計画	第3次 				第4次		
(行政計画) 枚方市地域福祉計画	第3期 				第4期		
枚方市社会福祉協議会 経営戦略プログラム	第3期 				第4期		

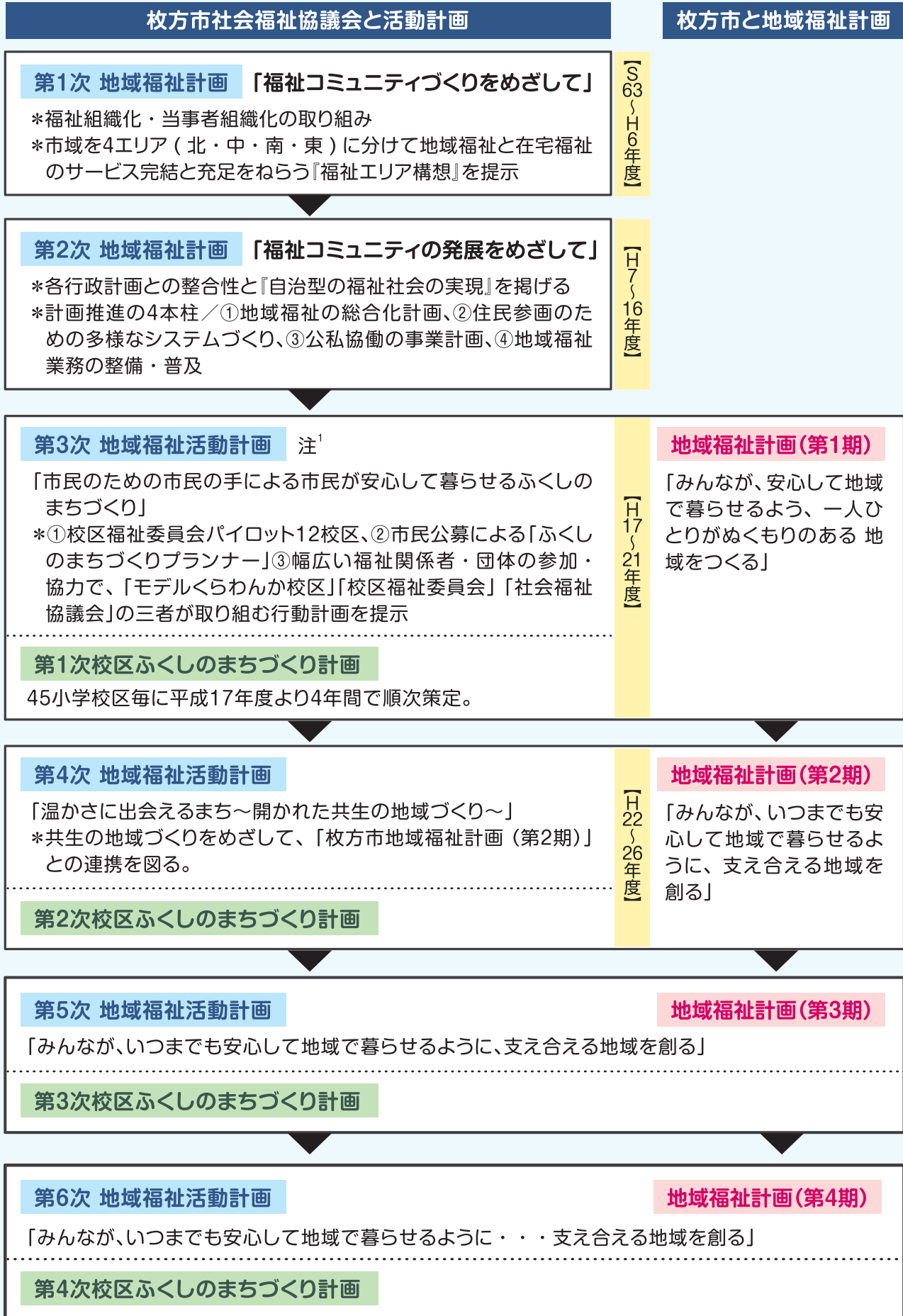
#### 枚方市社会福祉協議会経営戦略プログラムとは

今日的な福祉・生活課題に対応するための事業や活動を企画・構築するとともに、社会福祉協議会の活動を安全かつ、持続的に実施するために必要な組織基盤の強化（財源や人材育成等）について定めるものです。

### (4) 計画の周知方法

すべての市民が本計画に触れることができるよう、社協の窓口をはじめ、広報紙やホームページでの紹介、各種講座やイベントでの啓発活動等、地域におけるさまざまな機会を通じて、本計画及び地域福祉の重要性について周知・啓発を行います。

図表：活動計画と地域福祉計画の基本理念の変遷



注<sup>1</sup> 社会福祉法の改正(平成12年)に伴い、社会福祉協議会の計画は『地域福祉計画』から『地域福祉活動計画』に名称を変更した

## 第2章

# 第5次枚方市地域福祉活動計画の 評価と課題



## 第2章 第5次枚方市地域福祉活動計画の評価と課題

第5次活動計画では、計画の基本理念「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように、支え合える地域を創る」を掲げて3つの目標を基軸に地域福祉を推進するための活動や取り組みの拡充に努めました。第5次活動計画で達成できた項目を継続していくほか、不十分であった項目は内容を見直す等、3つの目標に対する評価を行い、今後の課題を踏まえて第6次活動計画につなげていきます。

### 1. 進行管理「ふくしのまちづくり円卓会議」の設置

第5次活動計画の進行管理については、「ふくしのまちづくり円卓会議」を設置し、校区福祉委員会協議会、民生委員児童委員協議会、コミュニティ連絡協議会、ボランティアグループ連絡会、福祉団体連絡会、有識者、行政等の参画を得て、平成31（2019）年2月までに6回の会議を開催しました。進行状況についての評価を行うとともに、活動推進に向けた情報交換・意見交換を行いました。

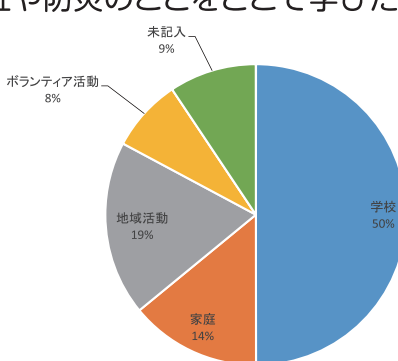
### 2. 地域福祉セミナーの取り組み

第5次活動計画と行政計画である枚方市地域福祉計画（第3期）の計画周知や進捗状況、地域福祉活動の取り組みを紹介する場として「地域福祉セミナー」を市、人権まちづくり協会、社会福祉協議会が共催し、地域福祉に関する理解拡大や地域福祉活動の啓発に努めました。



### 3. 計画目標の評価と課題

計画目標1	<b>市民主体・市民参加で共生のまちを創る担い手を育もう</b>
重点項目	重点項目1.自分たちの暮らしと福祉について関心を持とう 重点項目2.地域の福祉力を引き出し、活かそう 重点項目3.共生のまちづくりの担い手を支えよう

取り組み成果	<p>■地域の取り組みでは市民に福祉についての関心を持ってもらえるよう、パンフレットやチラシの配布、回覧板・掲示板による情報提供を実施。一部の校区福祉委員会が実施したアンケート調査ではボランティア募集枠を設け、ボランティア希望者と交流会を行うなど、参加のきっかけづくりの新たな取り組みが生まれています。</p> <p>■社協の取り組みでは「社協だより」や「ホームページ」による発信を継続しながら平成28年度より「ひらかた社協カレンダー」を新たに発行し、ひとり暮らし高齢者を対象に民生委員・児童委員の個別訪問時に配布。民生委員からはひらかた社協カレンダーを渡す際に話題として取りあげやすく、訪問しやすくなったなど、活動の推進につながっています。</p>												
課題	<p>■「地域福祉に関するアンケート」では、「人材を育成するにあたり必要と思うこと」や「福祉や防災を学ぶ場」として「学校教育」と答えた人が多く、今後の課題として、地域や学校と連携した福祉教育の検討等が必要です。</p> <p style="text-align: center;">福祉や防災のことをどこで学びたいですか</p>  <table border="1"> <caption>福祉や防災のことをどこで学びたいですか</caption> <thead> <tr> <th>学びたい場所</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>地域活動</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>家庭</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>未記入</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■「働いている人や子育て中の人、介護をしている人はボランティア活動をする時間がない」という声が多くあり、そのため忙しい人でも簡単に参加できる内容や若年層が地域活動に関心がもてる情報提供の方法についての検討が必要です。</p>	学びたい場所	割合	学校	50%	地域活動	19%	家庭	14%	ボランティア活動	8%	未記入	9%
学びたい場所	割合												
学校	50%												
地域活動	19%												
家庭	14%												
ボランティア活動	8%												
未記入	9%												
今後の方針・方向性	<p>■若年層に向けた情報発信の方法の検討</p> <p>■各校区の社会資源や地域福祉活動を発信する方法の検討</p> <p>■学生や若年層、勤労者、障害のある人がボランティア活動や地域活動に参加・参画できるきっかけづくりの推進</p> <p>■福祉学習の推進</p>												



計画目標2	<b>多様なつながりを創ろう</b>
重点項目	重点項目4.世代や対象を越えて市民同士の多様な交流を促進しよう 重点項目5.地域活動に参加しやすいきっかけをつくろう 重点項目6.団体同士の交流や連携を促進しよう

取り組み成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一部の校区では社会福祉施設の交流スペースや商業施設のテナント、古民家などを活用した取り組みを実施し、活動の場を拡大しています。また、社会福祉施設で開催するサロンでは、健康体操や介護予防講座、障害のある人の福祉についての講座など社会福祉施設がもつ専門的技術や知識を活かした内容を取り入れることにより、サロンの内容の充実にもつながっています。</li> <li>■男性が地域福祉活動に参加するきっかけづくりとして、男性を対象にした料理教室を校区福祉委員会を中心に開催する校区が増えています。一部の校区では、料理教室に参加した男性が地域活動に関心を持つようになり、自治会活動に参画するなど活躍の機会の拡大につながっています。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害のある人や社会的に弱い立場にある人の地域活動への参加・参画については、地域で活動する人・団体のみでなく社会福祉施設や事業所、当事者団体とのつながりが必要です。団体・社会福祉施設・企業の連携は出会いの場や支え合いの活動につながる可能性があり、社協の働きかけについて今後、検討が必要です。</li> <li>■社会福祉施設・企業によっては、地域貢献の意識の差や地域住民とのつながりの厚薄があります。社会福祉施設・企業が地域貢献の理解を深め、地域活動への参画を促す仕組みが必要です。</li> </ul>
今後の方針・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■空き家や空きテナントなどの情報収集や地域アセスメントの検討</li> <li>■空き家や空きテナントなどの活用の推進</li> <li>■社会福祉施設や企業との連携についての話し合いや交流の場づくりの推進</li> <li>■外国にルーツのある人や性自認・性的指向の多様性が学びあえるようなしくみを地域につくる</li> </ul>



計画目標3	<b>みんなの暮らしを守ろう・支え合おう</b>
重点項目	重点項目7.課題を発見・共有できるつながりをつくろう 重点項目8.適切な支援につなごう 重点項目9.生活しやすく、安全で安心なまちづくりに取り組もう 重点項目10.共通の課題の解決に向けて取り組もう

取り組み成果	<p>■社協では、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の活動を伝えるための事例集の発行やCSWの出張相談所の増設など、地域の行事やサロン活動の場に出向いての相談支援に積極的に取り組んだ結果、相談件数は年々増加傾向にあります。また、地域に出向くことで「どこに相談したらいいかわからない」や「電話することに悩んでいた」など相談することに躊躇していた人にとって生活課題が深刻化する前の早期発見につながっています。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">平成30年度 CSWの相談経路</div> </div> <p>■「よどがわ防災まつり」では大学生が企画に関わり、学生ブースを設けました。学生自ら防災や普段から地域のつながり、支え合うことの大切さについて考え、関心をもつきっかけになっています。大阪北部地震発生後の災害ボランティアセンターの設置・運営時には「よどがわ防災まつり」に参画した大学生延べ34名がボランティア活動に参加し、被災者の支援を行いました。</p>
課題	<p>■大規模災害発生後では電話や通信機器が使用できない状況が想定され、地域の被害状況の確認方法や安否確認の情報集約の方法、情報提供の方法などについて、検討が必要です。</p> <p>■CSWの相談経路は本人だけでなく、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめ、行政や地域包括支援センターなどの関係機関・相談機関からの相談も多く、一つの機関・部署では対応が困難な複合的な生活課題を抱えた相談者も増えています。各相談窓口や多職種、地域が連携し、包括的相談支援体制についてのあり方が問われています。</p>
今後の方針・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■CSWの相談支援体制の充実</li> <li>■地域共生社会の実現に向けた相談支援体制への関わり</li> <li>■災害時に要援護者避難者リストによる安否確認を行った後の情報集約の方法</li> <li>■災害に備えた活動の支援や災害ボランティアの養成講座等の充実</li> </ul>

## 第3章

# 第6次枚方市地域福祉活動計画



## 第3章 第6次枚方市地域福祉活動計画

### 1. 基本理念

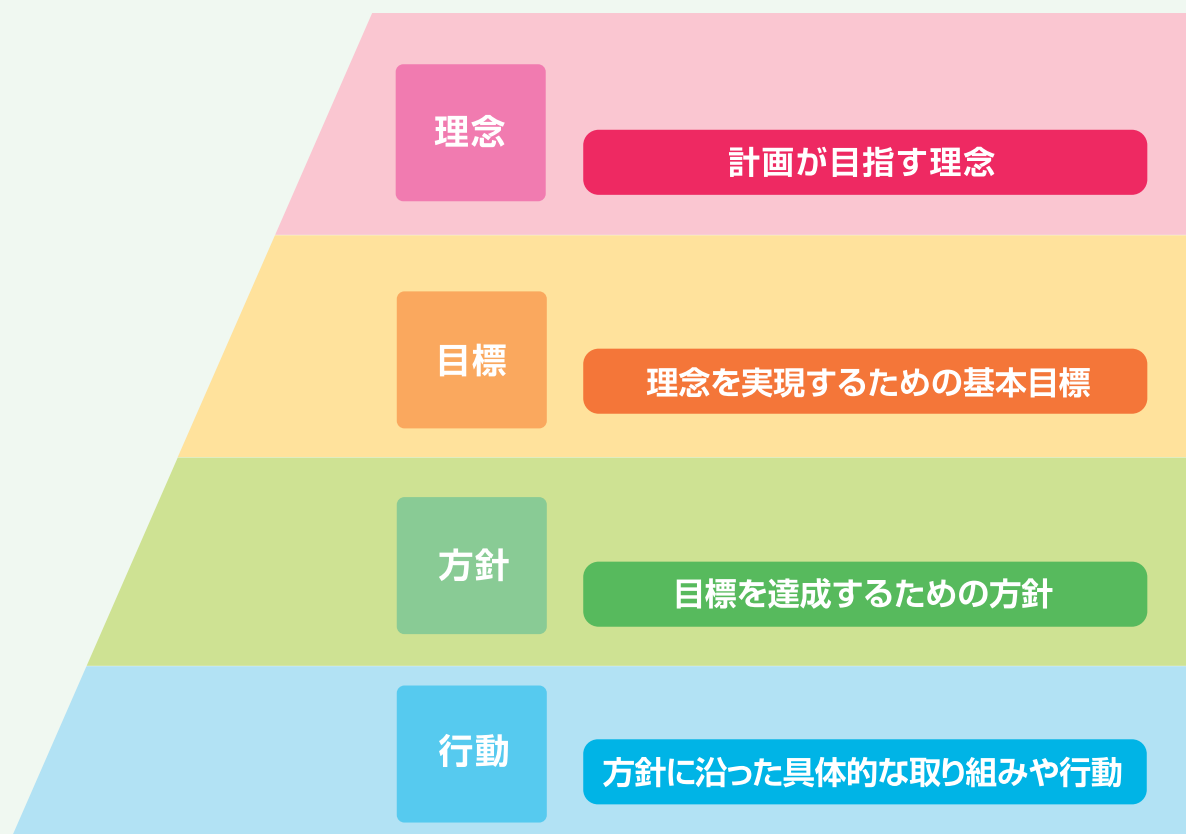
みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…  
支え合える地域を創る



第5次活動計画においては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために市民一人ひとりが地域の一員としての意識を持つことや、さまざまな人や組織が出会い、学び合い、支え合える関係を構築することが、その地域全体の暮らしやすさにつながるという視点を持っていました。

第6次活動計画では、この理念を引き継ぎつつ、貧困や虐待、ひきこもり、社会的孤立など、さまざまな生活課題に関し、個人（ひとり）の問題ではなく、誰にでもおこりうるごととして地域（みんな）で考えるという視点を持ち、支え合う地域づくりをさらに前進できるように取り組んでいきます。計画を推進するにあたり、市民や各種団体の参画と協力のもと、相互の連帯感を高め、具体的な活動に結びつけていきます。

### 2. 計画の構成



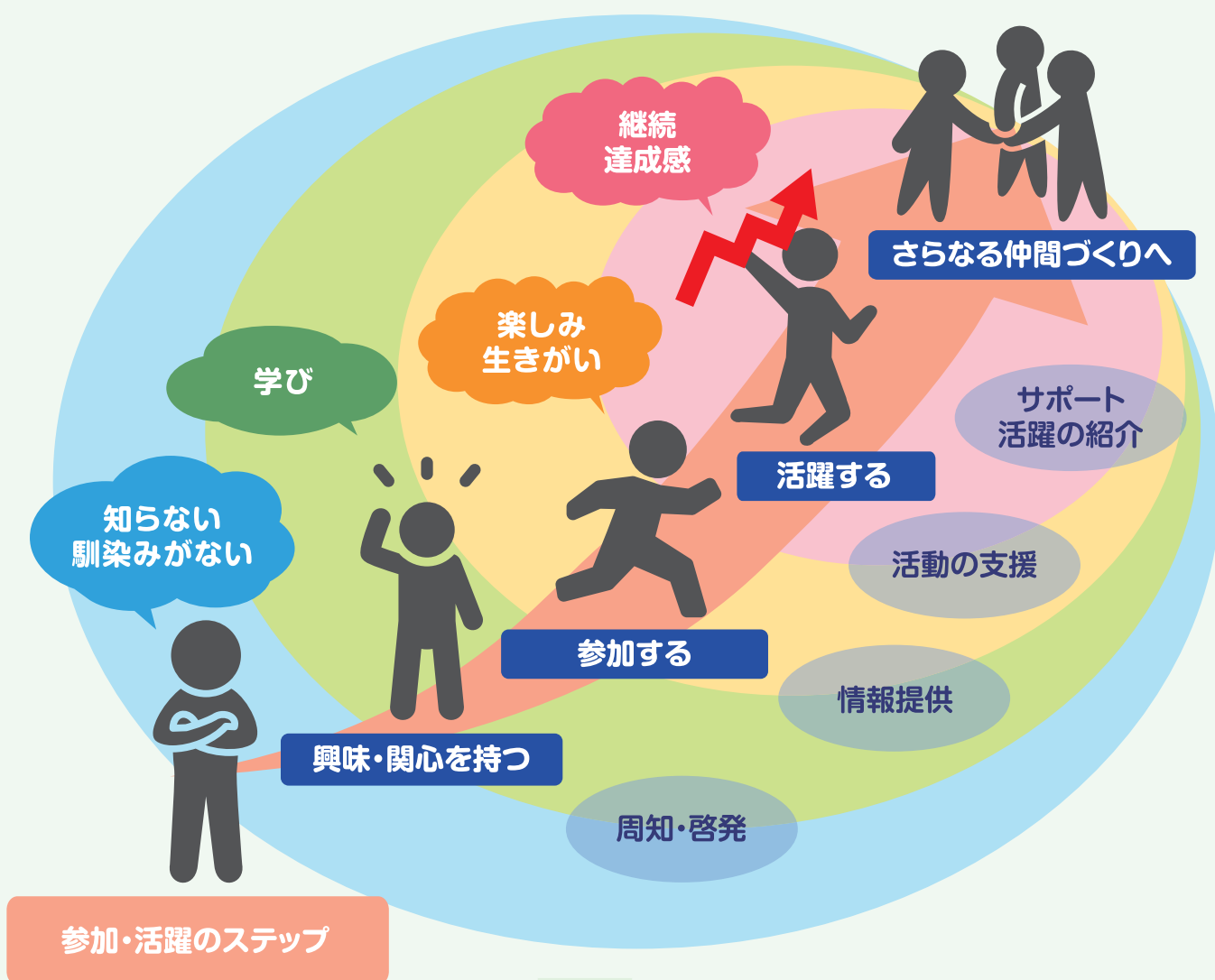
### 3. 第6次活動計画の目標の方針と行動

目標	方針	行動
<b>福祉の心を育む</b> (P14)	<b>福祉への関心と理解の醸成</b> (P16)	①わかりやすい情報発信 (P17)
		②福祉学習の推進 (P18)
		③個人の尊厳の尊重・権利擁護の推進 (P19)
	<b>参加・活躍の機会の拡充</b> (P16)	④参加しやすいしくみづくり (P20)
		⑤ボランティア活動の推進 (P21)
<b>みんながつながる 地域づくり</b> (P22)	<b>地域の支え合い活動の推進</b> (P24)	⑥見守り活動の推進 (P25)
		⑦多様な交流の場の拡充 (P26)
		⑧連携・協力の拡充 (P27)
	<b>活動環境の支援</b> (P24)	⑨活動の拠点づくり (P28)
<b>安心のシステム づくり</b> (P29)	<b>相談支援体制の強化</b> (P31)	⑩身近に相談できる体制づくり (P32)
		⑪包括的相談支援体制の充実 (P33)
	<b>災害に備えたつながりの強化</b> (P31)	⑫災害に備えた活動の推進と啓発 (P34)

## 目標1 福祉の心を育む

市民へのインタビューでは「福祉＝高齢者介護というイメージがあった」という意見があり、「福祉」という言葉に特定のイメージを持ち、「福祉と自分とは関係がない」と思う人も少なくありません。「福祉」とは「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味する言葉で、市民一人ひとりの生活をゆたかにすることや、生活課題の解決を目指す取り組みも含まれています。地域で福祉を増進していくにあたり基本となるのは、互いに助け合い、支え合う気持ちを持つことです。そのためには、一人でも多くの人々が「福祉」に関心を持ち、参加・活躍し、個人が尊重され、互いを大切にできる心を育むことが必要です。「福祉」の理解を深めることや関心を持つためには、一人ひとりにとって身近に感じてもらえるように、さまざまな方法や場面で情報を伝えることが必要です。

また、地域で活躍している人が快く活動を継続できるように、貢献の実感が持てるような情報発信を通じて、やりがいの維持・向上を図ります。



# 目標1 福祉の心を育む

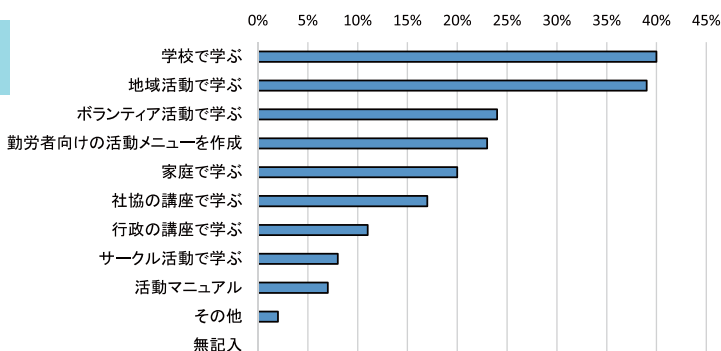
## 現状と課題



### 市民の声 (アンケート調査・インタビューより)

- ・大人だけでなく、子どもたちにも障害のある人のことをもっと理解してほしい。
- ・地域がどんなことをしているかよくわからない。
- ・障害のある人が地域の活動に参加していいかどうかわからない。
- ・関心のある人に情報が届いていない。
- ・福祉という言葉の意味がわからない。福祉＝高齢者介護というイメージがあった。

地域福祉の人材を育成するために必要と思うこと n=839

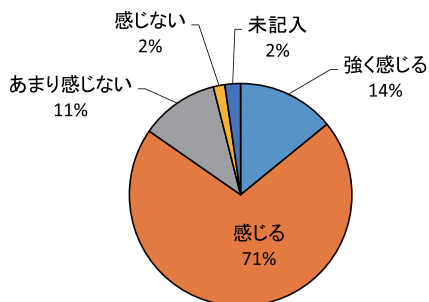


### 活動をしている人の声 (活動者アンケート・団体ヒアリング・ワークショップより)

- ・担い手が不足、高齢化している。活動の任期が終わったら活動を続けてくれる人が少ない。
- ・働いている人や、子育て中の人、介護をしている人など、ボランティアをする時間がない。
- ・障害のある人や難病などの知識がなく、関わり方がわからない。
- ・自治会や町内会に入らない家庭が増え、地域との関わりがない人が増えている。
- ・回覧や掲示板、口コミでお知らせしているが、活動内容があまり知られていない。
- ・インターネットでは情報が沢山ありすぎて混乱する。ホームページも何度もクリックしないと目的までたどり着けない。
- ・若い世代の人が地域福祉に関心を持てるようにPRし、地域共生の意識を育む必要があると思う。

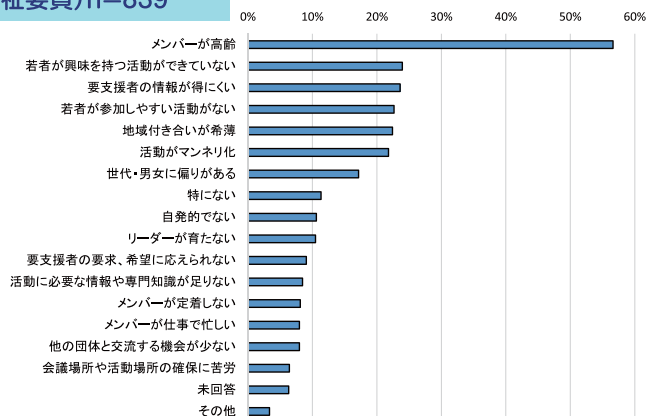
#### 福祉委員のやりがい

(対象：福祉委員) n=839



#### 地域福祉活動で困っていること

(対象：福祉委員) n=839





目標達成の  
ための  
方針と行動

## 方針(1)

### 福祉への関心と 理解の醸成

福祉に関心を持つためには、さまざまな場面や方法で福祉に関する情報を身近なものとして伝える必要があります。複雑な情報発信を見直し、一方通行の情報発信ではなく、地域や学校、関係団体と連携し、さまざまな人との触れ合いを通じて、市民が互いの違いを尊重できる「相互理解」を広げていきます。

#### 行動①

わかりやすい  
情報発信

#### 行動②

福祉学習の推進

#### 行動③

個人の尊厳の尊重  
権利擁護の推進

## 方針(2)

### 参加・活躍の 機会の拡充

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが積極的に地域福祉活動に参加・活躍できるよう、従来の活動や事業を見直します。

また、市民が気軽に参加、問い合わせ、相談ができる工夫や初めての人でも地域福祉活動やボランティア活動にスムーズにつながるように体制を整備するなど、必要に応じて新たなしくみづくりに取り組みます。

#### 行動④

参加しやすい  
しくみづくり

#### 行動⑤

ボランティア活動  
の推進



## 行動① わかりやすい情報発信

- これまで関心のなかった人が地域や福祉に関心を持つきっかけになるよう、広報紙やホームページなど、既存の媒体を通じた情報発信と合わせ、地域で活躍する人や団体、学校等と連携し、児童向けの福祉新聞の発行やSNSの活用など情報のツールを拡大します。
- 誰もが情報を得ることができるように、わかりやすい情報の発信と情報のバリアフリーを推進します。
- 地域で活躍する人や団体の先進的な活動を積極的に紹介します。



### Action

#### 例えばこんなこと

##### ●活動や地域情報の積極的な発信

広報紙や地域の回覧板、ホームページ、SNS等、情報発信の方法はさまざまです。校区の回覧板やアンケート調査でボランティア募集をしたところ、多くの希望者が募ったという事例もあります。継続して情報発信することや視点を変えて情報発信することでより広がる可能性があります。

##### ●情報のキャッチと地域課題や生活課題の発信

社協が発行する「社協だより」には地域活動やボランティア活動、福祉情報などがありさまざまな情報を得ることができます。また、専門職だけでは活動の課題や地域課題、生活課題にすぐに気づくことができません。社協や行政にそういった情報を発信することも大切です。

##### ●情報のわかりやすさ、情報のバリアフリーについて考える

### コラム

## 情報のバリアフリーって何？

「バリアフリー」とは「障壁を取り除く」ことを言い、「情報のバリアフリー」とは、高齢者や障害のある人でも支障なく情報通信を享受できるようにすることを意味します。

### 遠赤外線 補聴器

赤外線補聴システムは、赤外線を用いた難聴者の補聴援助システムです。マイク等からの入力音声を変調し、赤外線に変換して放射されたその情報を専用の赤外線レシーバーで受信します。

## 行動② 福祉学習の推進

- 支える側、支えられる側に分けることなく、共に支え合い、学び合う学習の機会を増やします。
- 子どもや学生など若年層の人が地域活動に参加することを通じて、将来的に地域で活躍できる素地を養えるような実践的なプログラムを開発します。



### Action

#### 例えばこんなこと

##### ● 学習の機会への積極的な参加

本や新聞、各種講座などから知識を得るだけでなく、交流や体験、訓練も学びにつながります。

##### ● 学び合いの企画への参画

地域活動の企画に関わることで、「何ができそうか」「何をすべきか」を考えるきっかけになります。

##### ● 学んだことを活かす・広げる

学んだことを日常生活で実行するだけでなく、人に伝えることも大切です。

### コラム 地域福祉×看護学生「生活看護論実習I」 ～関西医科大学いきいきわくわくプログラム～

社協と校区福祉委員会が窓口となり、関西医科大学看護学部の学生を受け入れ、地域福祉や関連する活動に参加する機会を提供しています。地域で多様な学びや経験を積み、自ら考え行動する力を育むことを目指すもので、看護職養成機関や社協としては画期的な取り組みです。



#### 1年間、地域の活動に参加して

- ・人とのつながりの大切さや人をおもいやる気持ちを実感した。
- ・自分の地域の活動について興味を持ち、福祉活動に参加しようと思った。



学生

#### 1年間、学生を受け入れて

- ・今まで看護学生とふれあう機会がなかったため、高齢者や児童がとても喜んでいる。
- ・地域の会議などでとても良い提案をしてくれて助かっている。



地域

### 行動③ 個人の尊厳の尊重・権利擁護の推進

- 地域福祉活動やボランティア活動をする人と連携し、人権に関する「学び」の場を増やし、認知症や障害のある人、性自認・性的指向、外国にルーツのある人など多様性の理解と行動につなげます。
- 権利擁護に関する生活支援プログラムの開発や成年後見制度等の普及・啓発及び事業拡大に努めます。



#### Action

#### 例えばこんなこと

##### ●人権や権利擁護について知る・学ぶ

私たちの身の回りには同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国にルーツのある人、ハンセン病の人、犯罪被害者などに関する人権問題、人権侵害の問題が存在しており、人権、権利擁護について関心を持つことが大切です。

##### ●地域で身近に行われている権利擁護や差別解消に向けた取り組みを知る

認知症や障害のある人、性自認、性的指向、外国籍などによって差別されない地域をつくるための取り組みが広がっています。

#### コラム

### ●さまざまな団体の権利擁護の推進へ向けた取り組み



差別解消法について  
障害のある人の勉強会  
(地域活動支援センターゆい)



LGBT当事者の講演会  
(枚方市社会福祉施設  
地域貢献連絡会)



認知症サポーター養成講座  
(地域包括支援センター)

## 行動④ 参加しやすいしくみづくり

- 誰もがボランティアとして地域に参加できるようにボランティア体験のメニューを増やします。
- 地域や関係団体と連携し、働いている人など忙しい人や高齢、障害があっても地域活動やボランティアに参加し、活躍できる土壌をつくります。



### Action

#### 例えばこんなこと

##### ●地域（福祉）活動の参加について話し合う

「参加してみたい」と思っている、はじめて参加することには不安や戸惑いがあるかもしれません。参加している人の声を聴き、他の地域や団体の活動を参考にすることも大切です。

##### ●支援する側（スタッフ）、支援される側（参加者）に分けることなく、みんなの主体性を大切にした活動を展開する

地域の中で同じ課題や目的を持つ人の交流や仲間づくりにおいて、誰もが地域の一員としてやりがいを持って活躍できる場が大切です。

### コラム

## 住民アンケートとボランティア募集(香陽校区)

地域課題の実状を知るために60歳以上の住民を対象にアンケート調査を実施。「近くで体力・健康づくりができる場所」を求める声が多くありました。そこで香陽校区第2層協議体は健康体操「元気づくり体操」を開催。今では自主運営にまで繋がり、地域住民の居場所になっています。

また、同アンケートの中で「仕事や趣味で得た知識や経験を地域で活かしたい」、「地域の担い手に興味がある」との声も多くなりました。

アンケートの声から地域で支援を必要としている人へのお手伝いを希望する人は「おたすけメイト」、趣味や経験を活かした活動を希望する人は「元気づくりメイト」に登録してもらい、お互い住み慣れた地域で支え合い助け合える活動ができるようにと「地域支え合い活動」が令和元年度からスタートし、関心を持った人が参加・活躍できる場にもつながっています。



## 行動⑤ ボランティア活動の推進

- ボランティアニーズを積極的に把握し、多様なボランティアの養成やグループの立ち上げに引き続きチカラを注ぎます
- 多様化するボランティアニーズやボランティア活動に対応できるように、誰もが参加しやすい講座の開催やホームページの活用など、ボランティアセンターの環境を整備します。



### Action

#### 例えばこんなこと

- ボランティアセンターのホームページを閲覧して、どのような活動があるかをボランティアセンターに問い合わせをする
- 「あったらいいのに」と思う活動をボランティアセンターに積極的に発信する

「ボランティア活動をしたい」、「ボランティアをお願いしたい」、「ボランティアグループを作りたい」など、ボランティアに関するさまざまな相談や、「活動場所を広げたい」、「メンバーを増やしたい」など、既に活動するボランティアグループの悩みごとの相談にも対応しています。

### コラム 「やってみたい」をカタチに ～想いをつなぐボランティアセンター～

高校生グループから「高校生の間に何かボランティア活動をしたい」という相談を受け、地域の子ども食堂やNPO団体を紹介し、学校帰りや休日に活動してもらいました。ボランティア経験を積み重ねていく中で、「子どもたちと一緒に楽しめるイベントを自分たちで開催したい」というおもしろいアイデアが生まれました。ボランティアセンターと企画を考え夏休みに地域の子どもたち7名を迎え、「みずリンピック」(手作り水鉄砲大会)を開催することができました。

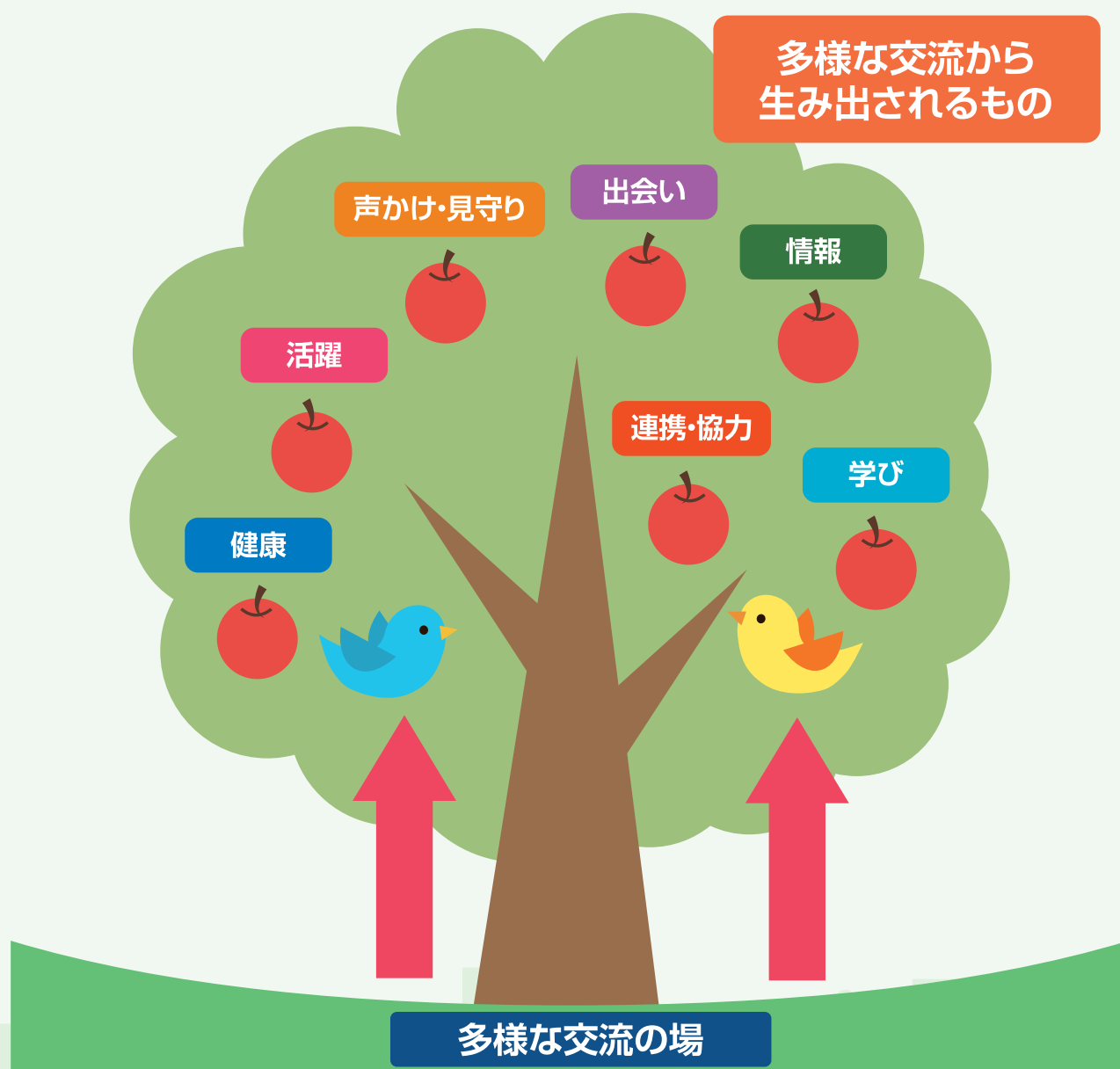
ボランティアセンターでは、活動相談・広報協力、各種団体とつなぐことで「やってみたい」をカタチにする支援をしています。



## 目標2 みんながつながる地域づくり

アンケートやヒアリングからは「隣近所の関係が希薄化している」や「地域に気軽に集まれる拠点がほしい」、「役員の高齢化・担い手不足」という声があります。地域の交流拠点があることで、さまざまな人が出会い、相互理解につながり、仲間づくりや日常での支え合いの輪が広がります。また、交流する場を通じて市民の声を聴くことができ、市民のニーズに沿った活動につながります。

これまで主要な担い手であった既存の団体の多くが、高齢化や次世代への引継ぎの問題を抱えており、既存の支え合いのあり方だけでなく、多種多様な連携やしきみづくりが必要です。また、社会福祉施設や企業の社会貢献の推進を通じ、地域のニーズと専門的な知識や技術を持った人材や資源をつなぎ、連携と協力による支え合いの活動をすすめていきます。



## 目標2 みんながつながる地域づくり

### 現状と課題



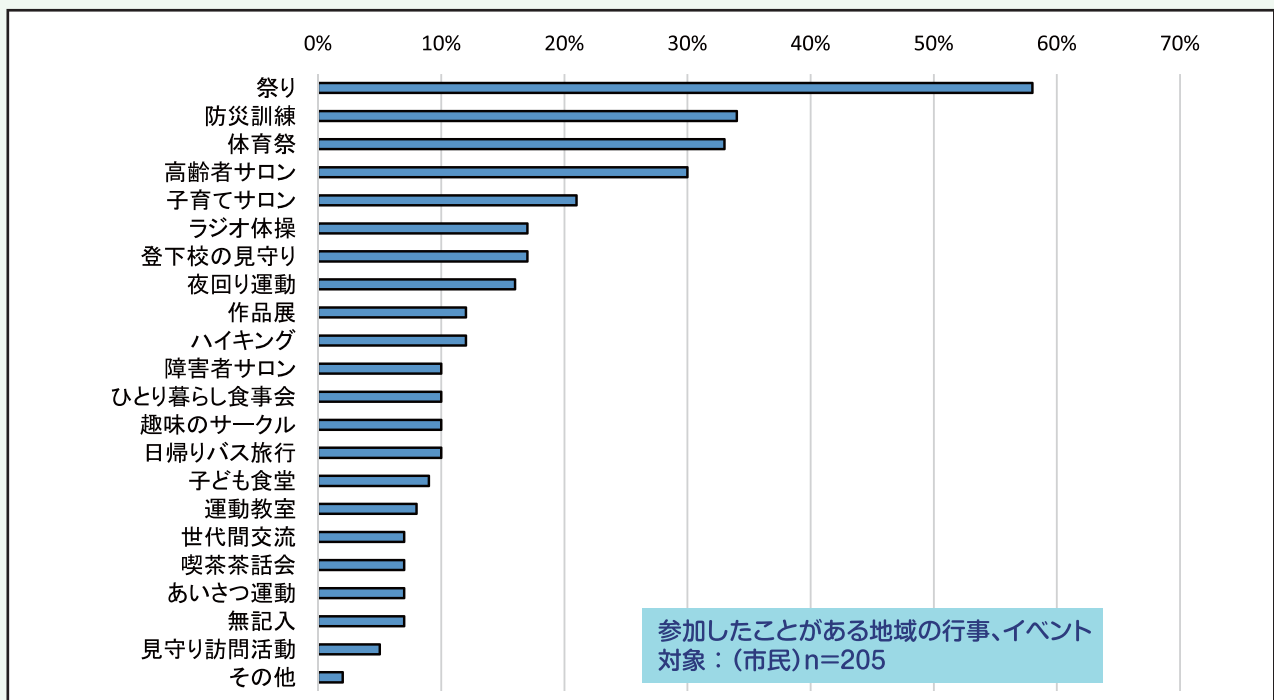
#### 市民の声（アンケート調査・インタビューより）

- ・会場が不便で、参加しづらい（会場が遠い、2階まで上がることが出来ないなど）。
- ・障害者が地域で集うサロンがない。
- ・居住校区以外のサロンにも参加したい。
- ・複数の集会所があるのに1カ所しかサロンがない。
- ・既にグループになっているところに入りづらい。
- ・周囲との関わりを拒む人が増えている。



#### 活動をしている人の声（活動者アンケート・団体ヒアリング・ワークショップより）

- ・協力を求める人は増えても手助けする人が増えていないのが現状だと思う。お互いにいつでも助け合えるまちづくりが必要。
- ・高齢者、子育て中の人など地域で気軽に集まることができる場所が必要。そこに行けば人とのつながりができ、困り事にもすぐに対応できるようになるのでは。ひとりでも多くの方が福祉活動に参加できる環境づくりをしてほしい。
- ・高齢化が進み買い物に不便を感じている人が多い地域がある。宅配を頼む人もいるが、「たまには買い物に行って自分の目で見たい」と言われる人も増えてきている。コミュニティバスがあればいいと思う。
- ・日頃の見守り活動が民生委員・児童委員や福祉委員が中心になっている。向こう三軒両隣のよう、お互いに見守り合うようなかたちや地域全体で見守るしくみがあればいいと思う。
- ・活動する人も高齢者が多い。若年層へ声をかけても仕事や育児などが忙しくて引き受けてもらえない状態。高齢者のみでは長くは続かないと思う。



目標達成の  
ための  
方針と行動

### 方針(3) 地域の 支え合い活動の推進

既存の見守り活動をサポートしていくとともに、支える側、支えられる側に分けることなく、市民自らが地域に主体的につながりがもてるように見守り活動や交流の場の大切さを伝えます。

また、地域における福祉課題に取り組むことができるよう、地域組織だけでなく、社会福祉施設や福祉事業所など関係機関・団体と連携・協力体制の構築を推進します。

行動⑥  
見守り活動の  
推進

行動⑦  
多様な  
交流の場の拡充

行動⑧  
連携・協力の拡充

### 方針(4) 活動環境の支援

誰もが気軽に参加でき、幅広い年齢層の人たちやさまざまな団体が交流することや、身近に困りごとが相談できる拠点づくりの環境整備が必要です。活動者アンケートでは住民が気軽に集える拠点が無い地域があり、公共施設に限らず、民間のスペースを活用した交流の場や拠点の確保を図ります。

行動⑨  
活動の  
拠点づくり



## 行動⑥ 見守り活動の推進

- 既存の見守り活動のサポートや見守りのきっかけとなる活動を拡充します。
- 市民に見守り活動の大切さを伝え、生活課題の気づきや発見につなげます。



### Action

#### 例えばこんなこと

##### ●隣近所を日頃から気にかける

例えば、隣近所の郵便物や新聞が溜まっていたり、電気が長時間ついたままで住人の反応がない等、こういった日常生活の中での異変は身近な住民の気づきと専門機関への相談が大切です。

##### ●挨拶や顔の見える関係を構築、継続する

見守りは特定の誰かが一方的に行うのではなく、挨拶ができる関係や互いの健康や様子を気にかけて合うことができる関係を持つことも大切です。

### コラム

## 見守り活動のサポートって **どんなこと？**

毎年、社協が発行するひらかた社協カレンダーでは、民生委員・児童委員と連携してひとり暮らし高齢者などに配布しています。「社協カレンダーがあることで普段地域のサロンや行事に参加されない人にも受け取ってもらった」「訪問しやすくなった」「困り事の相談に繋がった」という声があります。今後も既存の見守り活動をされている人の声を聴きながら、活動のサポートを継続していきます。



### 見守りでつながる支え合いや支援

「以前から気にかけていた人の家の電気がついたままになっているけど、最近姿を見ていない」と近隣住民から相談を受けて民生委員・児童委員とCSWがAさんを訪問。病気と体調不良でSOSを求めることができなかつたAさんを医療や福祉サービスにつなぐことができました。その後は地域のサロンや行事に元気に参加されています。

近隣住民の気づきと相談がきっかけで自らSOSを発することができない人の命を守り、その後の支援や地域とのつながりができることもあります。



## 行動⑦ 多様な交流の場の拡充

- さまざまな人が出会い交流できる場づくりを支援します。
- 介護予防や子育てなど地域で同じ課題や目的を持つ人同士の仲間づくりをすすめ、市民が主体的に参加する新たな活動を支援します。



### Action

#### 例えばこんなこと

##### ●サロンなどで仲間づくりや交流を大切にする

サロンや交流の場では、スタッフも含め、参加する人が互いの得意なことを活かし、役割をもって一緒に企画を考えることで主役になることもできます。

### コラム

#### “みんなの居場所” じゅんさん家(ち)(樟葉)

『じゅんさん家(ち)』のキャッチフレーズは“みんなの居場所”。対象者を限定せず、さまざまな人が集う場です。“みんなの居場所”はみんなで作る場所。来る人・もてなす人という関係ではなく、来る人みんながつくっていく場所にするを大切にしています。例えば、午前中は保育園の子どもたちのお散歩コースとしてじゅんさん家に集まり、みんなでごはんをつくって食べる「赤ちゃん食堂」が行われます。午後からは、子どもや親、地域の高齢者などさまざまな世代の人の交流の場となっています。

また、じゅんさん家に集まった人が同じ趣味や関心事の会話から「編み物クラブ」を結成し、製作した編み物を「じゅんさん家バザー」や地域のイベントで出品しています。その収益についてみんなで相談し、じゅんさん家の運営や、子育て支援の団体に寄付するなど、“参加者がいつの間にか担い手にもなっている”仲間づくりの輪を広げています。



## 行動⑧ 連携・協力の拡充

- 地域課題や複雑化する生活課題に対して、地域や関係団体、社会福祉施設・企業等が情報共有・課題の解決に向けた協議を通じて連携を図り、ネットワークの形成を支援します。
- 各福祉分野の専門職や事業所が情報共有や協力体制が構築できるように顔の見える関係づくりをすすめます。



### Action

#### 例えばこんなこと

- 社会福祉施設等、福祉事業所や企業との連携について情報を集める  
高齢・障害・保育の社会福祉施設は、福祉制度や介護サービスなどの専門的な知識と技術を有しています。誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのために、こうした専門性を活かし、重要な社会資源として地域福祉の課題に対応することが求められています。
- 課題を抱え込まず「助けられ上手」になる  
関係団体や福祉事業所、企業と手を取り合い連携することで、これまで手の届かなかった地域課題の解決につながるかもしれません。助け合い、支え合いは住民同士だけの課題ではなく、地域や関係、福祉事業者、企業にも共通しています。

### コラム

#### 商業施設・社会福祉施設との連携による出張相談

枚方市社会福祉施設地域貢献連絡会と社協などの連携による「出張相談会」を、市内の商業施設に協力を得て定期的実施しています。高齢・障害・保育、それぞれの専門分野の相談員やCSW等が従事することで、さまざまな相談のニーズに幅広く対応することができます。また、実施場所として商業施設に協力を得られたことで、市民が日常的に通うスーパーマーケットの一角で行うことができ、福祉に関する情報提供や身近に相談できるきっかけの場となっています。



## 行動⑨ 活動の拠点づくり

- 民間のスペースを活用した交流の場や拠点づくりを支援します。
- 空き家や耕作放棄地など、活用できる可能性がある地域資源等の情報収集と情報共有のしくみづくりを進めます。



### Action

#### 例えばこんなこと

#### ●地域の社会資源や活動環境について話し合い情報を共有する

公共施設に限らず、古民家や商業施設の空きテナント、社会福祉施設の交流スペースなどを活用したサロン活動も広がっています。どの活動も情報を共有し協議の場をもつことが大切です。

### コラム

#### 地域拠点 事例

#### 気軽に集える居場所づくり(堤町自治会)

「三世代が楽しく生活をする」「健康年齢を引き上げる」「近隣住民の絆を深める」の実践拠点として、ハイツの一室を地域拠点として、気軽に集える居場所づくりを行っています。

所有者が地域福祉活動に関心があり、地域の活動拠点として一部を改装し提供しています。



#### 地域拠点 事例

#### 社会福祉施設の交流スペースを活動拠点として活用(磯島校区)

社会福祉施設が交流スペースを校区の「いきいきサロン」の会場として提供しています。環境としてバリアフリーであることや施設の介護専門職から話を聴けるなど、近隣住民の参加しやすさや関心の向上につながっています。





## 目標3 安心のシステムづくり

高齢者や障害者、子育て中の親子をはじめ、地域で暮らすさまざまな人が生活に何らかの不安があっても、身近に相談する人や気づいてくれる人がいることによって、安心した暮らしにつながります。そのため、市民と関係機関との連携による包括的な支援体制の充実を図り、日常生活における「気づき」や「発見」を「助け合い」につなげる安心のシステムづくりをすすめていきます。

また、アンケートでは災害時の備えや対応への関心の高さがみられ、具体的にどのように動いたらいいのかや災害ボランティアセンターの情報を知りたいという声がありました。そうした関心を見逃さず、普段からさまざまな団体が連携して、地域ぐるみで災害に備えられるように、災害ボランティアセンターの活動の周知や災害ボランティアの養成を強化します。災害時に支援が必要な人を地域で見守り、支え合えるしくみづくりをすすめていきます。

### 様々な主体が手をつなぐ安心のシステム



## 目標3 安心のシステムづくり

### 現状と課題



#### 市民の主な声 (アンケート調査・インタビューより)

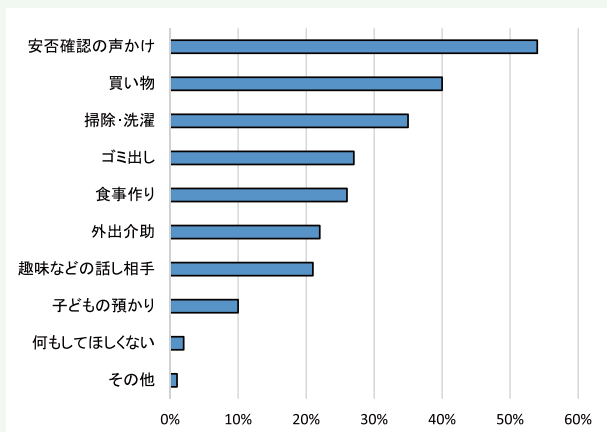
- ・枚方市内に相談窓口がたくさんあって、どこに何を相談して良いのかわからない。
- ・相談先がわからずに家族で抱え込んでいる。
- ・相談しやすい窓口のあり方を検討してほしい。
- ・身近に相談できるところがあるといいと思う。
- ・災害で停電した場合、情報を得る方法がない。
- ・大規模な災害があった時に自分たちだけで助け合うのにも限界がある。市内だけでなく他府県の行政やボランティアの応援の体制を考えてほしい。
- ・災害ボランティアのことを知らない人が多い。どこにお願いしていいかもわからない。



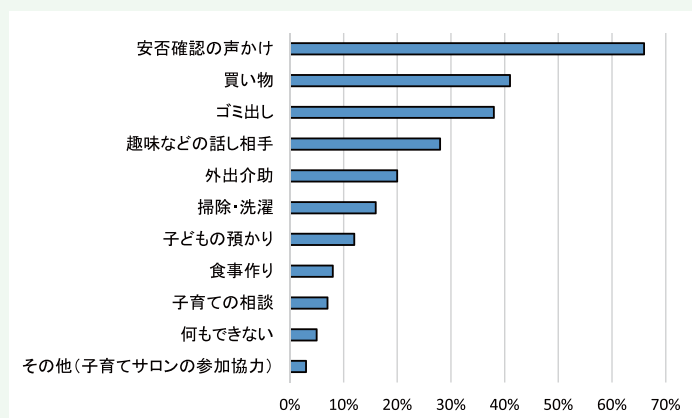
#### 活動をしている人の声 (活動者アンケート・団体ヒアリング・ワークショップより)

- ・不登校、引きこもりなどの若い人たちに対して支援をしていくのが大切と思う。また、生活困窮者や外国人に対しても、何ができるかを考えたい。
- ・災害時に、住民としてや福祉委員としての心構え（注意すること、出来る事）など教えてほしい。
- ・災害時における各団体の具体的な行動マニュアルを作成する事が重要と思う。
- ・サロン等でCSWの顔を見たら色々相談したいことがある。出張相談以外は毎回必ず来てもらえるとは限らないので体制を考えてほしい。

病气や事故、高齢等で日常生活が不自由になった時、手助けしてほしいこと(3つ選んで○) n=193



困っている世帯があったら、あなたがその世帯に対して出来そうなことは何ですか(3つ選んで○)



目標達成の  
ための  
方針と行動

## 方針(5)

### 相談支援体制の強化

アンケートやインタビューからは、「相談しやすい窓口のあり方」や「身近に相談できる窓口」「相談先がわからず家族で抱え込んでいる」などの意見があり、市民が身近に困りごとや心配ごとを相談できる体制づくりが必要です。そのため、困りごとや心配ごとをキャッチする人や団体の協力を得ながら、地域のサロン活動などで相談を受ける体制づくりをすすめます。また、複雑多様化する生活課題に対応できるように、各分野の専門機関が横断的に連携できるよう包括的支援体制の充実を図ります。

#### 行動⑩

身近に相談できる  
体制づくり

#### 行動⑪

包括的相談  
支援体制の充実

## 方針(6)

### 災害に備えた つながりの強化

災害対策基本法の改正にともない、災害時に支援が必要な人を地域で見守り、支えるしくみづくりがすすめられています。

アンケートやインタビューからは、大規模の災害時に住民だけでなく、他市からの助けが必要という声もあります。地域で災害に備えたつながりを進めていくにあたり、災害ボランティアセンターの周知と災害ボランティア活動を推進していきます。

#### 行動⑫

災害に備えた  
活動の  
推進と啓発



## 行動⑩ 身近に相談できる体制づくり

- 地域や団体、専門機関と連携し、誰もが気軽に立ち寄ることができる身近な相談窓口を充実します。
- 地域課題や生活課題を把握するため、CSWをはじめとした社協職員が地域や団体の活動の場に積極的に参加し、顔の見える関係づくりに努めます。
- 地域の困りごとや心配ごとをキャッチする人や団体に対し、相談窓口の情報提供、傾聴やコミュニケーションスキルに関する講座を実施します。



### Action

#### 例えばこんなこと

- 地域や団体のサロン活動に、CSWや地域包括支援センターの職員と連携し、参加者が気軽に相談できる仕組みをつくる
- 地域活動や普段の生活の中で困りごとなどをキャッチし、関係機関や地域の活動につなげる

生活に困っていても、自らSOSを求めることができない人や、相談しようか迷っている人、どこに相談したらよいかわからない人など、身近な人への相談や気づきにより、問題の深刻化を未然に防ぐことができることもあります。普段から関係機関とつながっておくことが大切です。

### コラム

## CSW出張相談

CSWは市民が身近に相談できるように、地域の行事やサロンなど、市内20カ所出張相談を実施しています。

「わざわざ相談に行かなくても、気軽に相談できる」  
このように地域の中で気軽に相談できることは早期発見やCSWと顔の見える関係づくりにもつながっています。



## 行動⑪ 包括的相談支援体制の充実

- 複雑多様化する生活課題に対し、市民と専門機関がそれぞれの強みを活かせるように連携・協力の場づくりを進めます。
- 高齢者・障害者・児童など各分野の専門機関が分野をこえて横断的に連携できる場や取り組みを充実します。

### Action

#### 例えばこんなこと

- 個人（ひとり）の生活課題を地域の課題として考える機会をもつ

「認知症や障害のある人が地域で安心して生活を送るためには」をテーマに地域や団体、専門職などが地域課題や生活課題に対し、どのようなことができるかを話し合い、個人の生活課題を地域の福祉課題として考える機会をもつことが大切です。



### コラム 多職種連携会議

枚方市では相談内容に応じた相談窓口が設置されていますが相談員が専門分野をこえて連携できるように多職種連携会議など、さまざまな取り組みがあります。



## 行動⑫ 災害に備えた活動の推進と啓発

- 災害時、災害ボランティアセンターの迅速な設置や被災者に寄り添った支援に向けた訓練やボランティアの養成、活動資機材の整備などを充実します。
- 災害ボランティアセンターや災害ボランティアの活動を周知・啓発し、地域や団体との連携の充実を図りながら有事に備えます。
- 関係機関・団体と連携し、防災教育を充実します。
- 災害時に備えて高齢者や障害のある人など配慮が必要な人を支えるための活動を支援します。



### Action

#### 例えばこんなこと

- 災害時の情報伝達や安否確認について協議する
- 地域の防災訓練や社協が開催する防災イベントに参加し、情報収集し有事に備える

## コラム 学生 自分達が活動を考える場

社協が開催する「よどがわ防災まつり」に、市内3大学から4団体の大学生ボランティアが実行委員会に参加しています(平成30年2月)。学生がこれまで、学ぶ機会が少なかった地域福祉や防災について学び、学生の視点で「防災クイズラリー」「防災グッズづくり」など子どもから高齢者まで楽しく学べる企画をしました。この学びと経験から、平成30年6月に発生した大阪北部地震ではボランティアセンターから情報提供を受け「今、自分たちにできることは何か」を考え、災害ボランティアとして活躍しました。



## 第4章

# 計画の進行管理



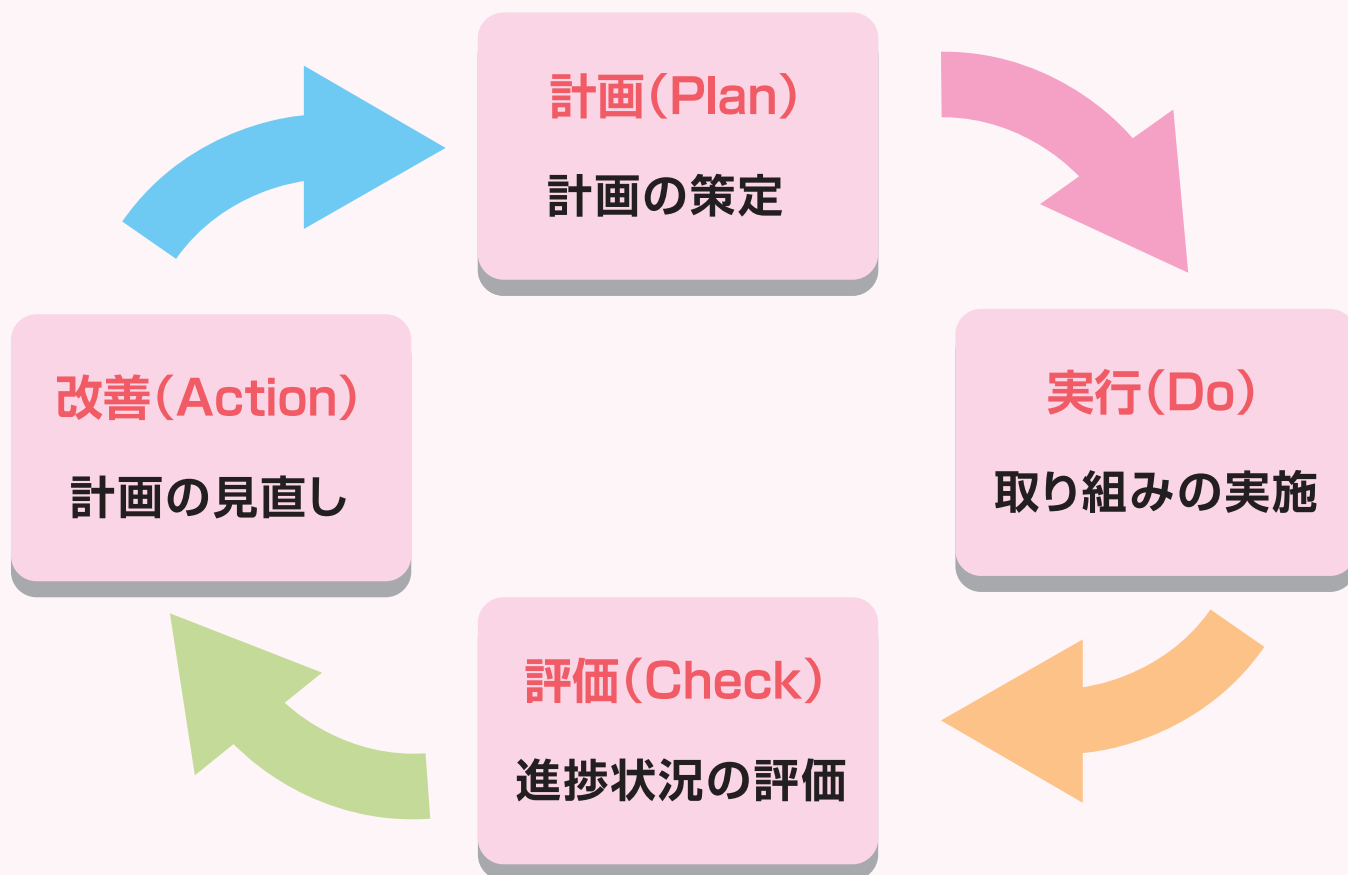
## 1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、地域の特性を踏まえつつ、住民による地域組織、民生委員・児童委員などの地域活動者、ボランティア団体、福祉サービス事業所や行政などさまざまな団体と連携し地域福祉の推進を目指します。また計画の啓発は、社協だよりやホームページ等を通じて広く市民へ周知し、地域福祉に関する理解の普及を図ります。

## 2. 計画の進行管理「ふくしのまちづくり円卓会議」

計画の進行管理にあたっては、さまざまな立場の市民や有識者が参加する「ふくしのまちづくり円卓会議」を設置し、計画の進行状況等の意見交換を行います。

年度ごとに各取り組み内容の整理を行い、計画の振り返りや評価を行うとともに、必要に応じてPDCAサイクルに基づいて計画の見直し・改善を図ります。



# 参考資料

ひらかた社協キャラクター  
ひらっぴー





社会福祉法人枚方市社会福祉協議会  
第6次枚方市地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざし、枚方市の地域福祉」をより一層推進するため、枚方市社会福祉協議会の第6次「地域福祉活動計画」の策定を目的に、第6次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる者の中から、枚方市社会福祉協議会会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 枚方市社会福祉協議会 理事    | 2名 |
| 2. 有識者              | 2名 |
| 3. 枚方市校区福祉委員会協議会    | 1名 |
| 4. 枚方市コミュニティ連絡協議会   | 1名 |
| 5. 枚方市民生委員児童委員協議会   | 1名 |
| 6. 枚方市ボランティアグループ連絡会 | 1名 |
| 7. 枚方市福祉団体連絡会       | 1名 |
| 8. 枚方市（福祉部）         | 1名 |

(委員長および副委員長)

第3条 委員会に委員長および副委員長各1名を置く。

2. 委員長・副委員長は、委員の互選によるものとする。
3. 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
4. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

2. 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(作業委員会)

第5条 委員会は必要に応じて、作業委員会を置くことができる。

(関係者の出席要求)

第6条 委員会が特に必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明および意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉課が担当する。

(補 則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。

附 則 この要綱は、令和元年7月1日より施行する。



## 第6次 枚方市地域福祉活動計画 策定委員会 委員名簿

任期：令和元年7月1日～令和2年3月31日

(五十音順)

No.	氏名	所属・役職	
1	岩本 武幸	枚方市ボランティアグループ連絡会 代表	
2	鵜浦 直子	大阪市立大学大学院 生活科学研究科・生活科学部 講師	作業委員
3	岡崎 成子	枚方市福祉団体連絡会 会長	副委員長
4	加藤 博史	枚方市社会福祉協議会 理事	
5	玉越 宏隆	枚方市コミュニティ連絡協議会 会長	
6	所 めぐみ	関西大学 人間健康学部 人間健康学科 教授	委員長
7	永井 昭夫	枚方市校区福祉委員会協議会 副会長	
8	肥田 時子	枚方市民生委員児童委員協議会 会長	
9	古満 園美	枚方市福祉部 部長	
10	宮原 保子	枚方市社会福祉協議会 理事	

## 第6次枚方市地域福祉活動計画

### 策定委員会・作業委員会の開催状況

開催日	策定委員会	開催日	作業委員会
第1回 令和元年 7月10日(水) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の選出について</li> <li>・作業委員会の設置について</li> <li>・地域福祉活動計画の概要と策定スケジュールについて</li> <li>・第5次地域福祉活動計画の概要と経過報告について</li> </ul>	第1回 令和元年 7月24日(水) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の策定方法について</li> <li>・計画の策定目標について</li> <li>・今後の作業について</li> </ul>
		第2回 8月23日(金) 13:30～15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の方向性の審議</li> <li>・計画(骨子案)の作業</li> </ul>
第2回 9月18日(水) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の方向性と骨子案の審議</li> </ul>		
		第3回 10月16日(水) 14:30～16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(骨子案)の作業</li> </ul>
第3回 11月13日(水) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(骨子案)の審議</li> </ul>		
		第4回 12月18日(水) 9:30～12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(素案)の作業</li> </ul>
第4回 1月17日(金) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(素案)の審議</li> </ul>		
		第5回 2月17日(月) 9:30～12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(案)の作業</li> </ul>
第5回 3月11日(水) 14:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(案)の確認</li> </ul>		

## 地域福祉に関するアンケート調査結果（一部抜粋）

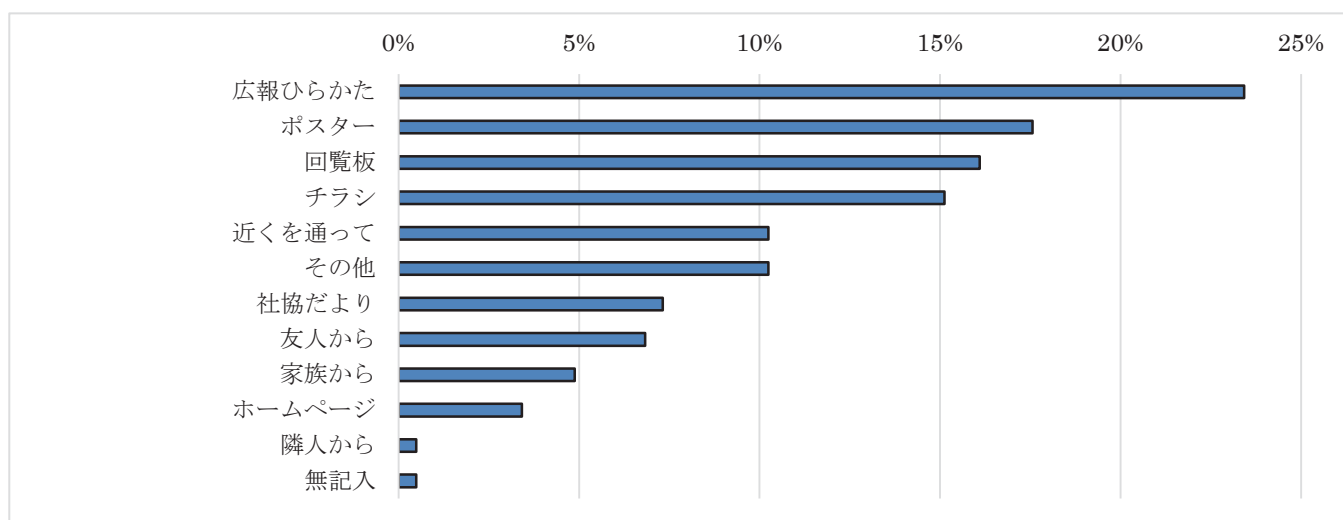
### 調査設計

調査対象	防災まつり参加者
調査時期	平成30年11月3日 9:00～15:00
配布・回収方法	会場で配布・回収

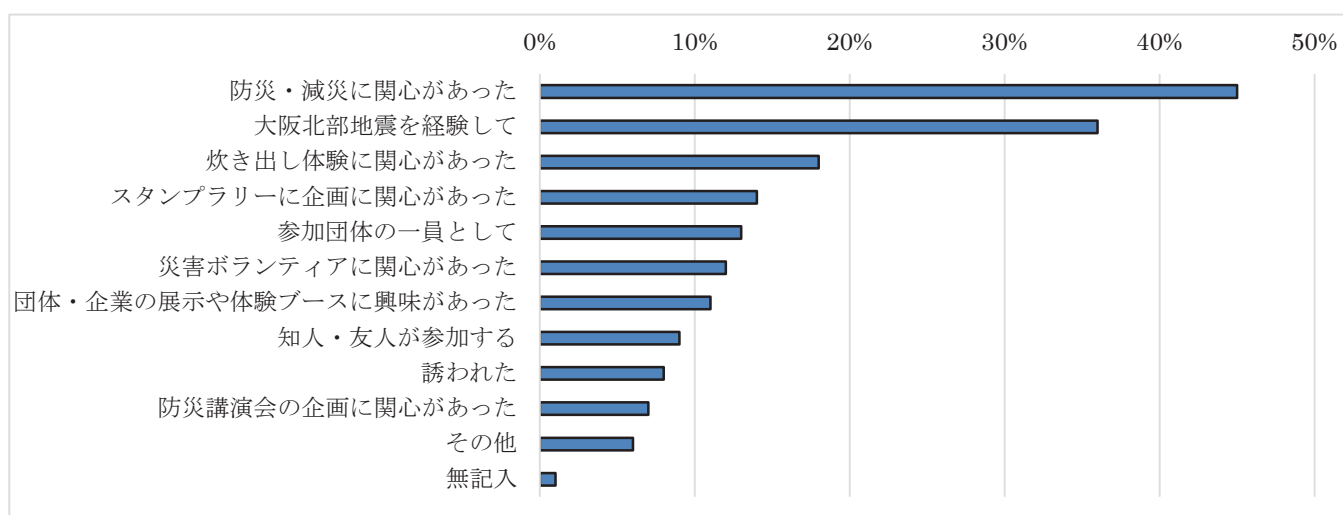
### 回答者数結果

回答数	214
有効	205
無効	9
有効回答数	205

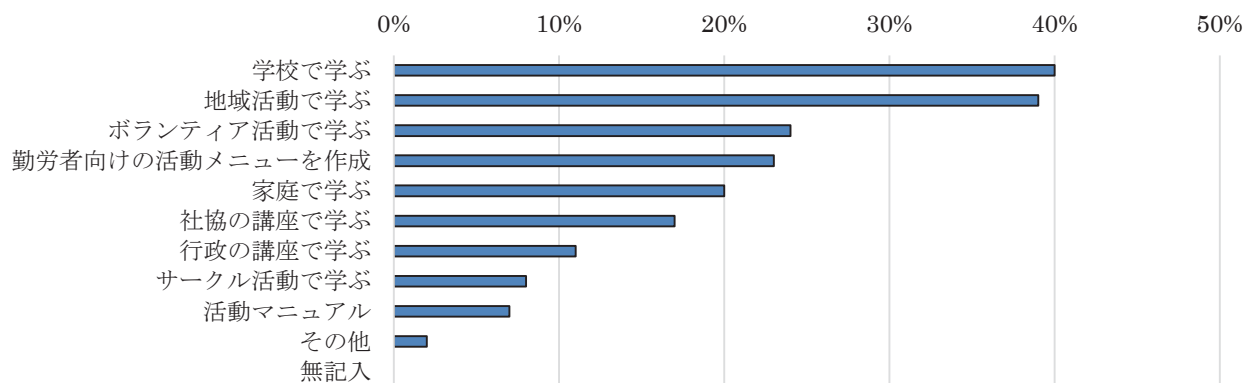
### ■催し（防災まつり）は何で知りましたか



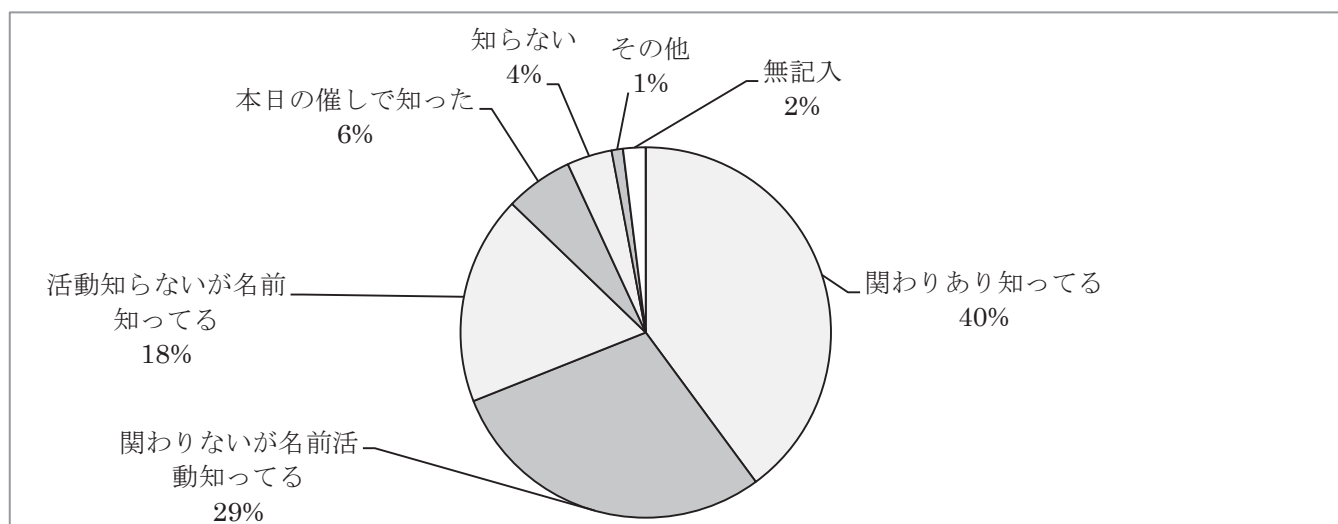
### ■催し（防災まつり）の参加のきっかけは何ですか



■地域福祉活動の人材育成のために、どのようなことが必要とされますか



■社会福祉協議会を知っていますか



## 地域福祉に関するアンケート（小学生）

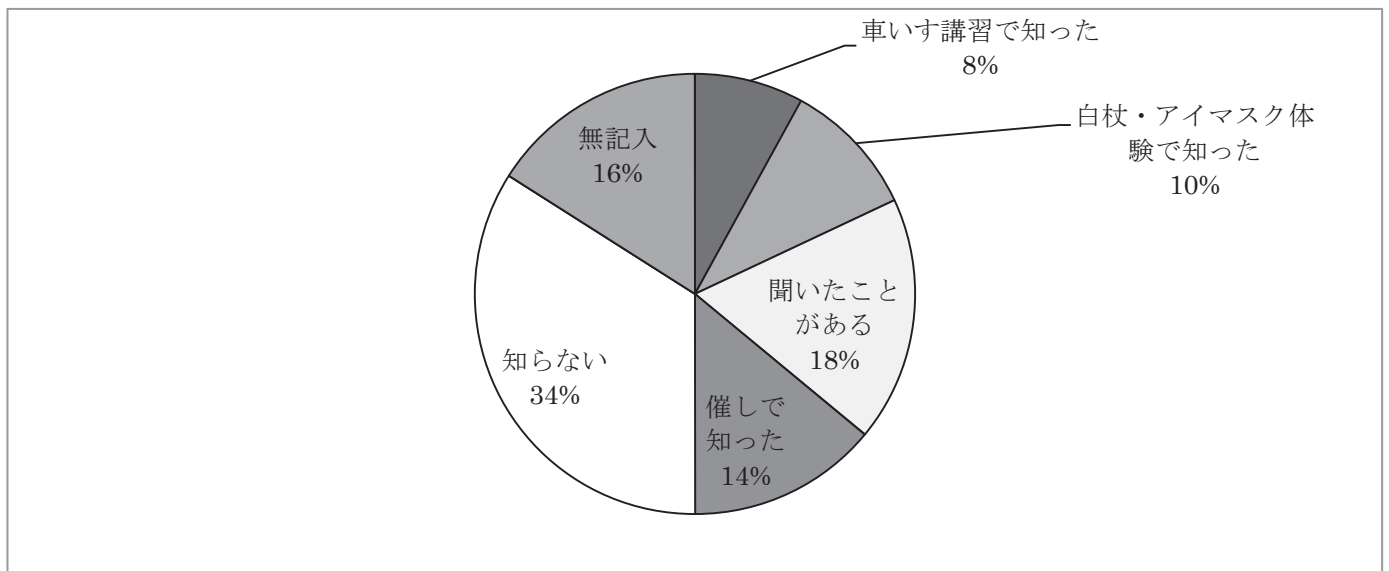
### 調査設計

調査対象	防災まつり参加者（小学生）
調査時期	平成 30 年 11 月 3 日 9:00～15:00
配布・回収方法	会場で配布・回収

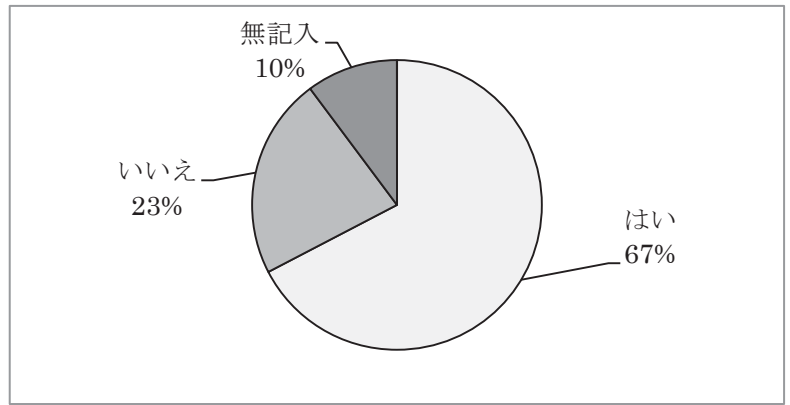
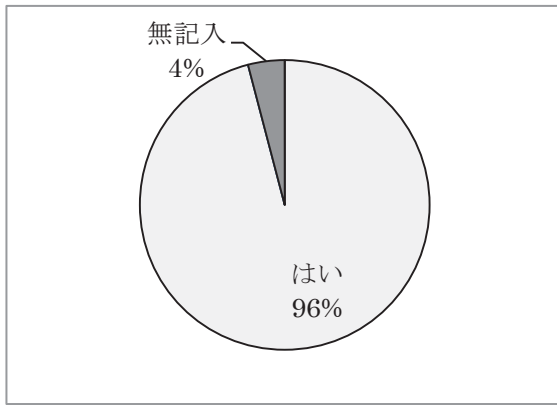
### 回答者数結果

回答数	58
有効	49
無効	9
有効回答数	49
年齢別回答者数	
6歳	13人
7歳	6人
8歳	8人
9歳	11人
10歳	4人
11歳	2人
12歳	5人

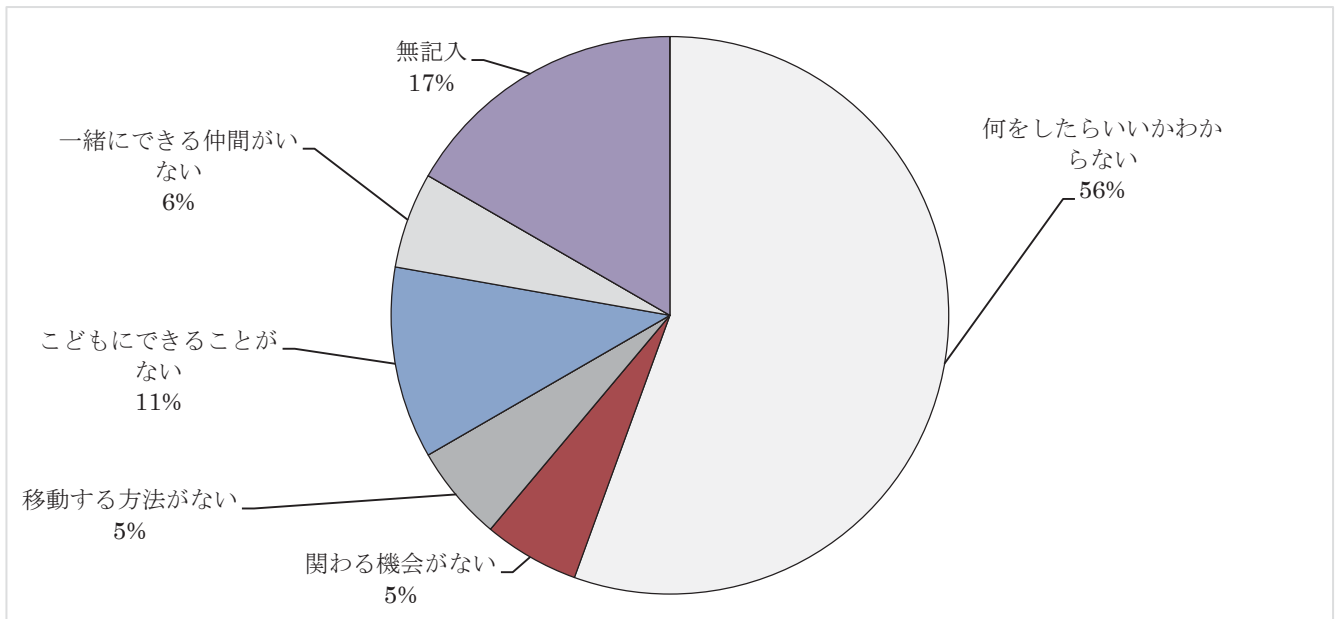
### ■社会福祉協議会を知っていますか（SA）



■災害に備えることが必要だと思いますか ■あなたは自分のまちの防災に関わりたいと思いますか



■いいえと答えた人にお聞きします。その理由を教えてください。



■催し（防災まつり）でよかったと思うことや興味を持ったことは何ですか（一部抜粋）

- もっと防災の事を知ろうと思いました／常に災害に備えておくことが大切だとわかった
- 被災地や災害で活躍している人々は命がけと始めて知りました
- ボランティアがどういう活躍かがわかった
- ボランティアは人のために頑張っていてカッコいいと思ったし、ボランティアって仕事でもないのにする人は優しい人と思った
- 命を守ることが一番大切と知った
- 災害のことを詳しく知れて良かった
- 防災のことについて食べ物(非常食)には、色々な種類がありもっと知ってみたいと思った
- 災害時にどうしたらいいかわかった
- 歯磨きがペットボトルのふた3回分であらうことが驚いた

# 地域福祉活動に関するアンケート調査結果（一部抜粋）

## 調査設計

### 調査目的

本調査は、枚方市社会福祉協議会「第6次枚方市地域福祉活動計画」及び校区福祉委員会「第4次校区ふくしのまちづくり計画」を策定するにあたり、地域福祉活動を実践する活動者（校区福祉委員会）を対象として地域福祉活動に関する意識やニーズ等を把握し、必要な基礎資料を作成することを目的に実施した。

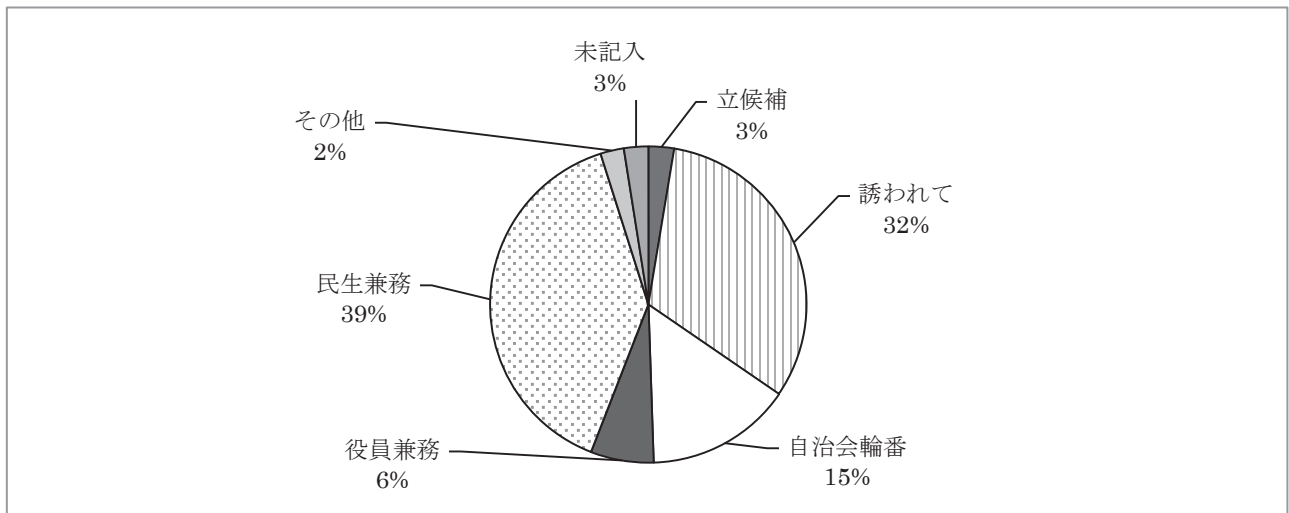
### 調査設計

調査対象	福祉委員
調査時期	平成30年12月17日～平成31年2月28日
配布方法	平成30年度枚方市校区福祉委員会協議会 第2回全体会議で配布 アンケート用紙：各校区30部 計1,350部
回収方法	各校区福祉委員会会長より福祉委員にアンケート回答用紙、委員提出用封筒を手渡し。会長が回収し、配布分を取りまとめて社協事務局に提出。

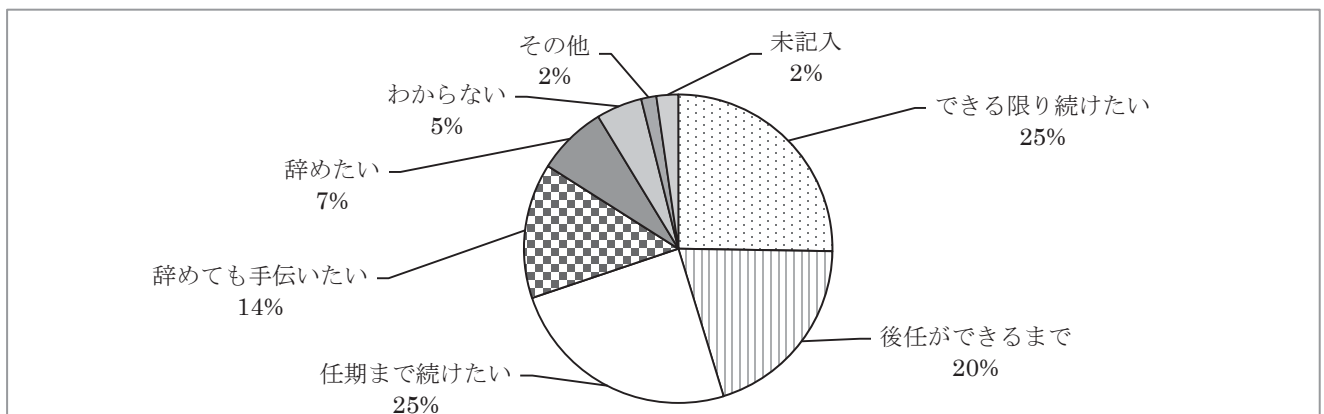
### 回答者数結果

回答数	839
-----	-----

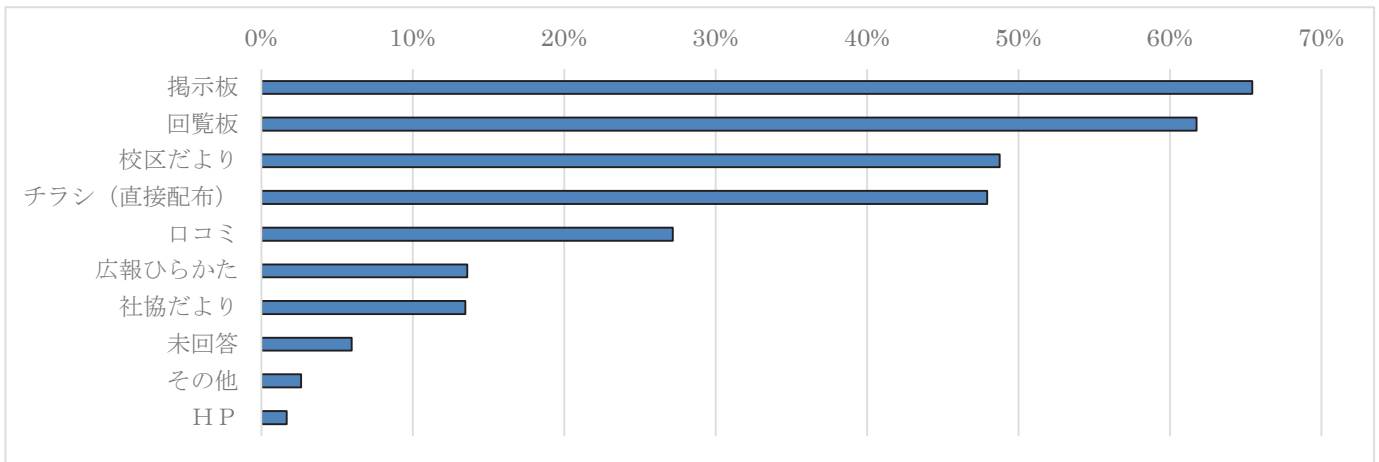
## ■福祉委員になったきっかけは何ですか



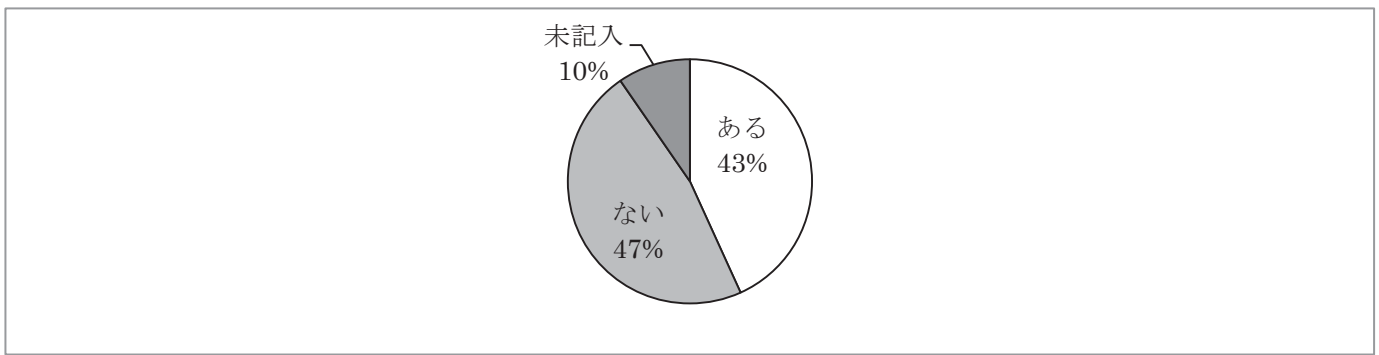
## ■福祉委員を続けたいですか



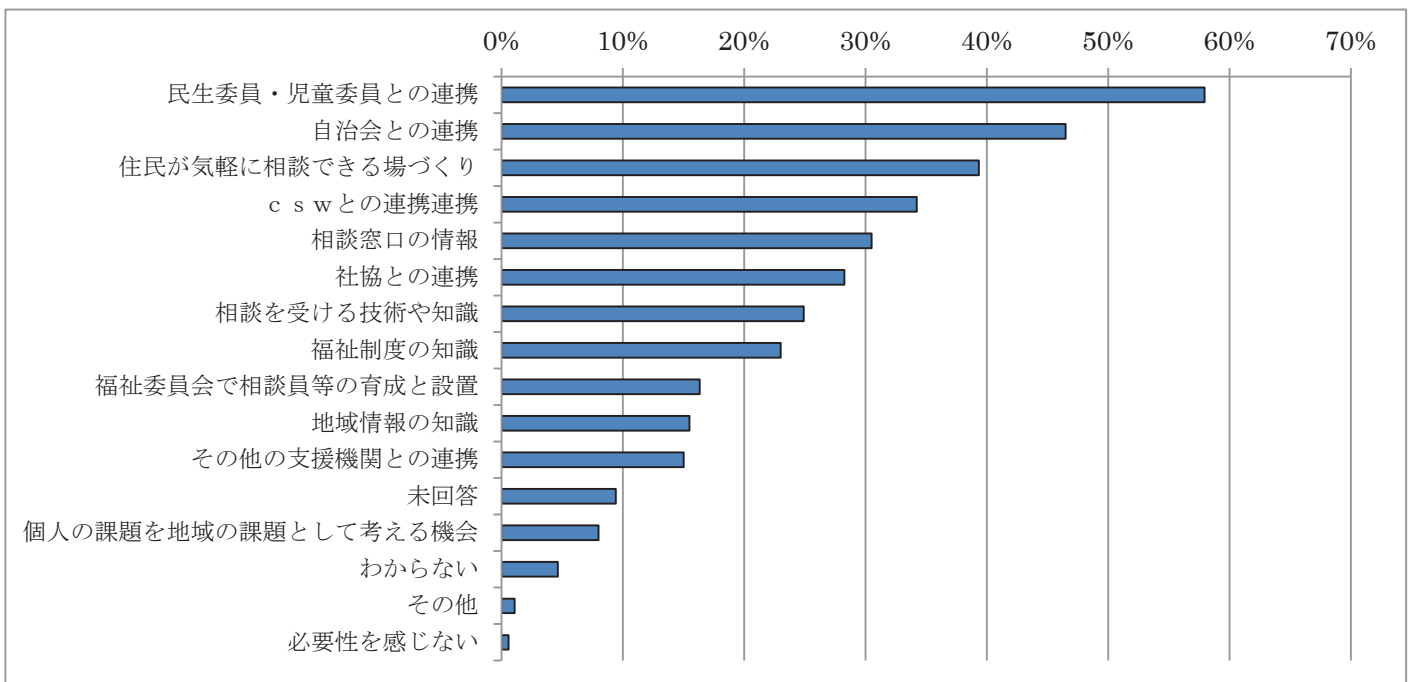
## ■地域福祉活動の情報をどのように発信していますか



## ■住民から生活の困り事などの相談を受けたことがありますか



## ■相談を受けるにあたり、どのようなことが必要だと思えますか





# 用語解説

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 8050問題 80代の高齢の親が引きこもり状態にある50代の子の生活を支え、経済的な負担や生活の困窮、介護、親子関係などから発生する問題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● LGBT 女性同性愛者(Lesbian)、男性同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、トランスジェンダ(Transgender)の各単語の頭文字を組み合わせたセクシャルマイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● SNS ソーシャルネットワーキングサービスの略称。インターネット上での人と人とのつながりや交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いきいきサロン 地域住民が気軽に集える場所を通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国にルーツのある人 外国籍の人に加えて、日本国籍を取得した人や国際結婚による子ども、帰国子女など、日本国籍を有しながらも、外国の文化を背景に持つ人を指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利擁護 認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守るために代弁・保護を行い、安心して生活できるよう支援すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者サポートセンター(地域包括支援センター) 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門職を配置し、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校区福祉委員会 地域住民やボランティア、関係機関・団体の参画により、生活にかかわる様々な課題や地域ニーズを把握し、その解決のため個別支援や交流活動、関係機関との連絡調整や広報啓発等を行う団体。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニティソーシャルワーカー(CSW) 既存の法制度では支援することの困難な、制度の狭間の問題や多様化・複合化する課題に対応するため、地域の個別課題を地域課題と捉え、地域住民とともに課題の解決に取り組む相談員。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニティバス 地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバス。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 耕作放棄地 以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に再び栽培する予定のない土地。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策基本法 災害対策基本法は、1959年9月の伊勢湾台風を機に制定された法律(1961年公布)で、わが国の災害対策に関する基本法となる。防災行政に関する国と地方公共団体、および住民の責務を明記するほか、防災行政に関する組織、防災計画、災害予防、災害応急対策などを規定する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害ボランティア 災害発生時に被災地で活動を行うボランティア。がれきの片付けや、家屋の泥だし、壊れた家具の運び出し、炊き出しや支援物資の仕分けなどさまざまな活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害ボランティアセンター 地震や風水害などの災害時に開設し、被災者ニーズの総合的把握やボランティア活動を希望する個人や団体の受け入れの調整を行うなど、手助けを必要としている被災者とボランティアをつなぐ機関。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者差別解消法 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すために定めた法律。正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に係る法律」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 性自認 「自身の性をどのように認識しているか」という自己意識の概念。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 性的指向 人の恋愛、性愛がどういう対象に向かうかを示す概念。具体的には恋愛、性愛対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度 認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所が選任した人が財産管理や契約の取り消しなどを代理し、本人を保護・支援する制度。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2層協議体 地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの一環として、市内の小中学校区を単位として関連主体が連携・協議するための協議体。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域アセスメント 地域支援に必要な取り組みを考えるために社会資源と地域の生活ニーズを把握する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動支援センター 障害のある人やそのご家族などが、生活の中で困っていることについて身近に相談ができ、また障害のある人の日中の活動をサポートし、地域生活を支援する機関。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域共生社会 制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係をこえて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野をこえてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくりていく社会。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同和問題 江戸時代につくられた身分制度に根ざす差別により、現在においてもなお一部の人が生まれた場所、居住した地域の出身・在住であることを理由に、経済的、社会的に低位な状態におかれている人権問題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症サポーター 認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハンセン病 らい病に感染することにより、皮膚や神経に症状が現れる感染症のひとつ。かつて「らい病」と呼ばれ療養所で隔離された人もおり人権問題となっている。現在ではすでに治療方法も確立されており完治する病気。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアセンター ボランティアがしたい、ボランティアをして欲しいなどお互いのニーズをつなぐボランティアコーディネートを中心に、ボランティアに関する相談や登録、情報提供、各種講座など実施する機関。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員・児童委員 民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。児童福祉法に定める児童委員を兼ねており、それぞれの担当する区域において住民の生活上のさまざまな相談に応じ、適切な支援やサービスへつなぐ。また、高齢者・障害者の見守りや安否確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ワークショップ 本来「作業場」や「工房」を意味するが、まちづくりにおいて、地域に関わるさまざまな立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立て、進めていく共同作業とその総称。</li> </ul>



**第6次枚方市地域福祉活動計画  
令和2(2020)年3月**

**発行 社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会  
第6次枚方市地域福祉活動計画 策定委員会**

〒573-1191 枚方市新町2丁目1-35  
枚方市立総合福祉会館(ラポールひらかた)内  
TEL: 072(844)2448 FAX: 072(845)1897  
E-mail: tiiki@hirakata-shakyo.net